

十六 報酬等 法第三百六十二条第一項に規定する報酬等をいう。	十七 臨時計算書類 法第四百四十二条第一項に規定する臨時計算書類をいう。	十八 臨時決算日 法第四百四十二条第一項に規定する臨時決算日をいう。	十九 連結計算書類 法第四百四十四条第一項に規定する連結計算書類をいう。
二十 準備金 法第四百四十五条第四項に規定する準備金をいう。	二十一 分配可能額 法第四百六十二条第二項に規定する分配可能額をいう。	二十二 持分会社 法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。	二十三 持分払戻額 法第六百三十五条第一項に規定する持分払戻額をいう。
二十四 組織変更後持分会社 法第七百四十四条第一項第一号に規定する組織変更後持分会社をいう。	二十五 組織変更後株式会社 法第七百四十六条第一項第一号に規定する組織変更後株式会社をいう。	二十六 社債等 法第七百四十六条第一項第七号に規定する社債等をいう。	二十七 吸收分割承継会社 法第七百五十七条に規定する吸收分割承継会社をいう。
二十八 吸收分割会社 法第七百五十八条第一号に規定する吸收分割会社をいう。	二十九 新設分割設立会社 法第七百六十三条第一項に規定する新設分割設立会社をいう。	三十 新設分割会社 法第七百六十三条第一項第五号に規定する新設分割会社をいう。	三十一 新株予約権等 法第七百七十四条の三第一項第七号に規定する新株予約権等をい
この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	一 最終事業年度 次の又は口に掲げる会社の区分に応じ、当該イ又はロに定めるものをい	二 株式会社 法第二条第二十四号に規定する最終事業年度	三 会社 法第三百六十二条第一項に規定する持分会社各事業年度に係る計算書類を作成した場合における当該事業年度のうち最も遅いもの
二 計算書類 次のイ又はロに掲げる会社の区分に応じ、当該イ又はロに定めるものをい	四 会社 法第三百六十二条第一項に規定する計算書類	五 会社 法第三百六十二条第一項に規定する計算書類	六 会社 法第三百六十二条第一項に規定する計算書類

三 会社 法第三百六十二条第一項に規定する計算書類 次に掲げるものをいう。	四 会社 法第三百六十二条第一項に規定する計算書類 成立の日における貸借対照表	五 会社 法第三百六十二条第一項に規定する計算書類 成立の日における貸借対照表	六 会社 法第三百六十二条第一項に規定する計算書類 成立の日における貸借対照表
口 持分会社 法第六百一十七条第一項に規定する計算書類	口 各事業年度に係る計算書類及びその附属明細書	口 各事業年度に係る計算書類及びその附属明細書	口 各事業年度に係る計算書類及びその附属明細書
十七 会社 法第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転完全親会社にその株式の全部を取得されることとなる株式会社を含む。)をいう。	十八 会社 法第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転完全親会社にその株式の全部を取得されることとなる株式会社を含む。)をいう。	十九 会社 法第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転完全親会社にその株式の全部を取得されることとなる株式会社を含む。)をいう。	二十 会社 法第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転完全親会社にその株式の全部を取得されることとなる株式会社を含む。)をいう。
十九 会社 法第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転完全親会社にその株式の全部を取得されることとなる株式会社を含む。)をいう。	二十 会社 法第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転完全親会社にその株式の全部を取得されることとなる株式会社を含む。)をいう。	二十一 会社 法第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転完全親会社にその株式の全部を取得されることとなる株式会社を含む。)をいう。	二十二 会社 法第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転完全親会社にその株式の全部を取得されることとなる株式会社を含む。)をいう。
二十 会社 法第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転完全親会社にその株式の全部を取得されることとなる株式会社を含む。)をいう。	二十一 会社 法第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転完全親会社にその株式の全部を取得されることとなる株式会社を含む。)をいう。	二十二 会社 法第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転完全親会社にその株式の全部を取得されることとなる株式会社を含む。)をいう。	二十三 会社 法第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転完全親会社にその株式の全部を取得されることとなる株式会社を含む。)をいう。
二十二 会社 法第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転完全親会社にその株式の全部を取得されることとなる株式会社を含む。)をいう。	二十三 会社 法第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転完全親会社にその株式の全部を取得されることとなる株式会社を含む。)をいう。	二十四 会社 法第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転完全親会社にその株式の全部を取得されることとなる株式会社を含む。)をいう。	二十五 会社 法第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転完全親会社にその株式の全部を取得されることとなる株式会社を含む。)をいう。

二十六 持分法 投資会社が、被投資会社の純資産及び損益のうち当該投資会社に帰属する部分の変動に応じて、その投資の金額を各事業年度ごとに修正する方法をいう。	二十七 税効果会計 貸借対照表又は連結貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等(法人税、住民税及び事業税(利益に関連する金額を課税標準として課される事業税をいう。))をいう。
二十八 ヘッジ会計 ヘッジ手段(資産(将来の取引により確実に発生すると見込まれるもの)を含む。以下この号において同じ。)若しくは負債(将来的取引により確実に発生すると見込まれるもの)を含む。以下この号において同じ。)又はデリバティブ取引に係る価格変動、金利変動及び為替変動による損失の危険を減殺することを目的とし、かつ、当該損失の危険を減殺することが客観的に認められる取引をいう。以下同じ。)に係る損益とヘッジ対象(ヘッジ手段の対象である資産若しくは負債又はデリバティブ取引をいう。)に係る損益を同一の会計期間に認識するための会計処理をいう。	二十九 売買目的有価証券 時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券をいう。
三十 満期保有目的の債券 満期まで所有する意図をもつて保有する債券(満期まで所有する意図をもつて取得したものに限る。)をい	三十 満期保有目的の債券 時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券をいう。
三十一 自己社債 会社が有する自己の社債をい	三十一 自己社債 会社が有する自己の社債をい

三十二 公開買付け等 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二百五十二条の二第二項において準用する場合を含む。)に規定する公開買付け及びこれに相当する外国の法令に基づく制度をいう。	三十二 公開買付け等 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二百五十二条の二第二項において準用する場合を含む。)に規定する公開買付け及びこれに相当する外国の法令に基づく制度をいう。
三十三 株主資本等 株式会社及び持分会社の資本金、資本剰余金及び利益剰余金をいう。	三十三 株主資本等 株式会社及び持分会社の資本金、資本剰余金及び利益剰余金をいう。
三十四 株式引受権 取締役又は執行役がその職務の執行として株式会社に対して提供した	三十四 株式引受権 取締役又は執行役がその職務の執行として株式会社に対して提供した

役務の対価として当該株式会社の株式の交付を受けることができる権利（新株予約権を除く。）をいう。
三十五 支配取得会社が他の会社（当該会社と当該他の会社が共通支配下関係にある場合における当該他の会社を除く。以下この号において同じ。）又は当該他の会社の事業に対する支配を得ることをいう。
三十六 共通支配下関係二以上の者（人格のないものを含む。以下この号において同じ。）が同一の者に支配（一時的な支配を除く。以下この号において同じ。）をされている場合又は二以上の者のうちの一人者が他の全ての者を支配している場合における当該二以上の者に係る関係をいう。
三十七 吸收型再編 次に掲げる行為をいう。
イ 吸收合併
ロ 吸收分割
ハ 株式交換
ニ 株式交付
三十八 吸收型再編受入行為 次に掲げる行為をいう。
イ 吸收合併
ロ 吸收分割
ハ 株式交換
三十九 吸收型再編による吸收分割会社がその事業に関する有する権利義務の全部又は一部の承継
四十年 株式交換による株式交換完全子会社の発行済株式全部の取得
二 株式交付に際してする株式交付子会社の株式又は新株予約権等の譲受け
三十九 吸收型再編対象財産 次のイ又はロに掲げる吸收型再編の区分に応じ、当該イ又はロに定める財産をいう。
イ 吸收合併 吸收合併により吸收合併存続会社が承継する財産
ロ 吸收分割 吸收分割により吸收分割承継会社が承継する財産
四十 吸收型再編対価 次のイからニまでに掲げる吸收型再編の区分に応じ、当該イからニまでに定める財産をいう。
イ 吸收合併 吸收合併に際して吸收合併存続会社が吸收合併消滅会社の株主等に対して交付する財産
ロ 吸收分割 吸收分割に際して吸收分割承継会社が吸收分割会社に対して交付する財産
財産

八 株式交換 株式交換に際して株式交換完全親会社が株式交換完全子会社の株主に対して交付する財産
二 株式交付 株式交付に際して株式交付親会社が株式交付子会社の株式又は新株予約権等の譲渡人に対して交付する財産
四十一 吸收型再編対価時価 吸收型再編対価の時価その他適切な方法により算定された吸収型再編対価の価額をいう。
四十二 対価自己株式 吸收型再編対価として処分される自己株式をいう。
四十三 先行取得分株式等 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定めるもののをいう。
イ 吸收合併の場合 吸收合併の直前に吸収合併消滅会社が有する当該吸收合併消滅会社の株式若しくは持分又は吸收合併の直前に吸収合併消滅会社が有する当該吸收合併消滅会社の新設合併消滅会社の株式及び他
ロ 新設合併の場合 各新設合併消滅会社が有する当該新設合併消滅会社の株式又は持分の新設合併消滅会社の株式又は持分
四十四 分割型吸收分割 吸收分割のうち、吸收分割契約において法第七百五十八条第八号又は第七百六十条第七号に掲げる事項を定めたものであつて、吸收分割会社が当該事項についての定めに従い吸收型再編対価の全部を当該吸收分割会社の株主に対して交付するもの
五十一 非対価交付消滅会社 新設合併消滅会社の株主等に交付する新設型再編対価が存しない場合における当該新設合併消滅会社を定めたときにおける当該新設合併消滅会社をいう。
五十二 非株主資本承継消滅会社 新設合併消滅会社の株主等に交付する新設型再編対価の全部が新設合併設立会社の社債等である場合における当該新設合併消滅会社及び非対価交付消滅会社をいう。
五十三 非株主資本承継消滅会社 株主資本承継消滅会社及び非株主資本承継消滅会社以外の新設合併消滅会社をいう。
五十四 分割型新設分割 新設分割のうち、新設分割計画において法第七百六十三条第一項第十二号又は第七百六十五条第一項第八号に掲げる事項を定めたものであつて、新設分割会社が当該事項についての定めに従い新設型再編対価の全部を当該新設分割会社の株主に對して交付するもの
五十五 連結配当規制適用会社 ある事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時から当該ある事業年度の次の事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時までの間ににおける当該株式会社の分配可能額の算定につき第百五十八条第四号の規定を適用する旨を当該ある事業年度に係る計算書類の作成に際して定めた株式会社（ある事業年度に係る連結計算書類を作成しているものに限る。）をいう。
五十六 リース物件 リース契約により使用する物件をいう。
五十七 ファイナンス・リース取引 リース契約に基づく期間の中途において当該リース契

ハ 株式移転 株式移転に際して株式移転完全親会社が株式移転完全子会社の株主に対して交付する財産
二 株式移転 完全親会社が株式移転完全子会社の株主に對して交付する財産
四十八 新設型再編対価時価 新設型再編対価の時価その他の適切な方法により算定された吸収型再編対価の価額をいう。
四十九 新設合併取得会社 新設合併消滅会社のうち、新設合併により支配取得をするもの
五十 株主資本承継消滅会社 新設合併消滅会社の株主等に交付する新設型再編対価の全部が新設合併設立会社の株式又は持分である場合において、当該新設合併消滅会社がこの号に定める株主資本承継消滅会社がこの号に定めたときにおける当該新設合併消滅会社をいう。
五十一 非対価交付消滅会社 新設合併消滅会社の株主等に交付する新設型再編対価が存しない場合における当該新設合併消滅会社を定めたときにおける当該新設合併消滅会社をいう。
五十二 非株主資本承継消滅会社 新設合併消滅会社の株主等に交付する新設型再編対価の全部が新設合併設立会社の社債等である場合における当該新設合併消滅会社及び非対価交付消滅会社をいう。
五十三 非株主資本承継消滅会社 株主資本承継消滅会社及び非株主資本承継消滅会社以外の新設合併消滅会社をいう。
五十四 分割型新設分割 新設分割のうち、新設分割計画において法第七百六十三条第一項第十二号又は第七百六十五条第一項第八号に掲げる事項を定めたものであつて、新設分割会社が当該事項についての定めに従い新設型再編対価の全部を当該新設分割会社の株主に對して交付するもの
五十五 連結配当規制適用会社 ある事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時から当該ある事業年度の次の事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時までの間ににおける当該株式会社の分配可能額の算定につき第百五十八条第四号の規定を適用する旨を当該ある事業年度に係る計算書類の作成に際して定めた株式会社（ある事業年度に係る連結計算書類を作成しているものに限る。）をいう。
五十六 リース物件 リース契約により使用する物件をいう。
五十七 ファイナンス・リース取引 リース契約に基づく期間の中途において当該リース契

六十八 工事契約 請負契約のうち、土木、建築、造船、機械装置の製造その他の仕事に係る基本的な仕様及び作業内容が注文者の指図に基づいているものをいう。
六十九 資産除去債務 有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって生じる当該有形固定資産の除去に関する法律上の義務及びこれに準ずるもの
七十 引 ファイナンス・リース取引のうち、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借主に移転すると認められるものをいう。
七十一 所有権移転ファイナンス・リース取引 ファイナンス・リース取引のうち、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借主に移転すると認められるものをいう。
七十二 立完全親会社が株式移転完全子会社の株主に對して交付する財産
七十三 新設分割 新設分割に際して新設分割設立会社が新設分割会社の株主に對して交付する財産
七十四 新設合併 新設合併に際して新設合併設立会社が新設合併会社の株主に對して交付する財産
七十五 会計方針 計算書類又は連結計算書類の作成に当たつて採用する会計処理の原則及び手続をいう。
七十六 会計方針 計算書類又は連結計算書類の作成に当たつて採用する会計処理の原則及び手續をいう。
七十七 会計上の見積り 計算書類又は連結計算書類に表示すべき項目の金額に不確実性がある場合において、計算書類又は連結計算書類の作成時に入手可能な情報に基づき、それらの合理的な金額を算定することをいう。
七十八 会計上の見積りの変更 新たに入手可能な情報に基づき、当該事業年度より前事業年度に係る計算書類又は連結計算書類の作成時に入手可能な情報に基づき、それらの合理的な金額を算定することをいう。
七十九 会計上の見積りの変更 新たに入手可能な情報に基づき、当該事業年度より前事業年度に係る計算書類又は連結計算書類の作成時に入手可能な情報を使用しなかつたこと又は更することをいう。
八十 誤謬 意図的であるかどうかにかかわらず、計算書類又は連結計算書類の作成時に入手可能な情報を使用しなかつたこと又は

誤つて使用したことにより生じた誤りをい
う。

六十八 誤謬の訂正 当該事業年度より前の事業年度に係る計算書類又は連結計算書類における誤謬を訂正したと仮定して計算書類又は連結計算書類を作成することをいう。

六十九 金融商品 金融資産（金銭債権、有価証券及びデリバティブ取引により生じる債権（これらに準ずるもの含む。）をいう。）及び金融負債（金銭債務及びデリバティブ取引により生じる債務（これらに準ずるもの含む。）をいう。）をいう。

七十 債貸等不動産 たな卸資産に分類される不動産以外の不動産であつて、貸貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有する不動産をいう。

前項第二十一号に規定する「財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められる場合」とは、次に掲げる場合（財務上又は事業上の関係からみて他の会社等の財務又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められる場合を除く。）をいう。

一 他の会社等（次に掲げる会社等であつて、当該会社等の財務又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権の総数に対する自己（その子会社を含む。以下この項において同じ。）の計算において所有している議決権の数の割合が百分の二十以上である場合

イ 民事再生法（平成十一年法律第二百二十号）の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等

ロ 口会社更生法（平成十四年法律第二百五十四号）の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社

ハ 破産法（平成十六年法律第七十五号）の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等

二 その他伊からハまでに掲げる会社等に準が百分の十五以上である場合（前号に掲げる場合を除く。）であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合

イ 次に掲げる者（他の会社等の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものに限る。）が他の会社等の代表取締役、取締役又はこれらに準ずる役職に就任していること。

（1）自己の役員

（2）自己の業務を執行する社員

（3）自己の使用者

（4）（1）から（3）までに掲げる者であつた者

ロ 口自己が他の会社等に対して重要な融資を行つてのこと。自己が他の会社等に対して重要な技術を提供していること。

ハ 自己と他の会社等との間に重要な販売、仕入れその他の事業上の取引があること。

ホ その他自己が他の会社等の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるところが推測される事実が存在すること。

三 他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数（次に掲げる議決権の数の合計数をいう。）の割合が百分の二十以上である場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含み、前二号に掲げる場合を除く。）であつて、前号イからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合

イ 自己の計算において所有している議決権自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者が所有している議決権

ハ 自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している（会計慣行のしん酌）議決権

四 自己と自己から独立した者との間の契約その他これに準ずるものに基づきこれらの者が他の会社等を共同で支配している場合

（会計慣行のしん酌）

第五条 資産について、この省令又は法以外の法令に別段の定めがある場合を除き、会計帳簿にその取得価額を付さなければならない。

第六条 負債については、この省令又は法以外の法令に別段の定めがある場合を除き、会計帳簿に債務額を付さなければならない。

（負債の評価）

第二章 資産及び負債

第一節 資産及び負債の評価

第一款 通則

（資産の評価）

2 会計帳簿は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。

（負債の評価）

第二款 組織変更の際の資産及び負債の評価替えの禁止

三 前二号に掲げる資産のほか、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すこととが適当な資産

（組織の評価）

第三条 この省令の用語の解釈及び規定の適用に関する場合は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌しなければならない。

第四条 法第四百三十二条第一項及び第六百十五第一項の規定により会社が作成すべき会計帳簿

簿に付すべき資産、負債及び純資産の価額その他会計帳簿の作成に関する事項（法第四百四十五条第四項から第六項までの規定により法務省令で定めるべき事項を含む。）については、この編の定めるところによる。

二 会計帳簿は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。

（第二章 資産及び負債 第二節 資産及び負債 第一節 資産及び負債の評価 第二款 通則）

（資産の評価）

2 会計帳簿は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。

（負債の評価）

第二款 組織変更の際の資産及び負債の評価替えの禁止

三 前二号に掲げる資産のほか、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すこととが適當な負債

（組織の評価）

第三条 この省令の用語の解釈及び規定の適用に関する場合は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌しなければならない。

第四条 法第四百三十二条第一項及び第六百十五第一項の規定により会社が作成すべき会計帳簿

簿に付すべき資産、負債及び純資産の価額その他会計帳簿の作成に関する事項（法第四百四十五条第四項から第六項までの規定により法務省令で定めるべき事項を含む。）については、この編の定めるところによる。

二 会計帳簿は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。

（組織の評価）

第三条 この省令の用語の解釈及び規定の適用に関する場合は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌しなければならない。

第四条 法第四百三十二条第一項及び第六百十五第一項の規定により会社が作成すべき会計帳簿

会社が社員に対して出資の履行をすべきことを請求する権利に係る債権を資産として計上しているときは、当該組織変更の直前に、当該持分会社は、当該債権を資産として計上しないものと定めたものとみなす。

前項の規定は、社員に対して出資の履行をすべきことを請求する権利に係る債権を資産として計上している持分会社が吸收合併消滅会社又は新設合併消滅会社となる場合について準用する。(会社以外の法人が会社となる場合における資産及び負債の評価)

第十一条 次に掲げる法律の規定により会社以外の法人が会社となる場合には、当該会社がその有する資産及び負債に付すべき帳簿価額は、他の法令に別段の定めがある場合を除き、当該会社となる直前に当該法人が当該資産及び負債に付していった帳簿価額とする。

農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十九号)

中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十二年法律第八十五号)

金融商品取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)

商品先物取引法(昭和三十六年法律第八十号)

技術研究組合法(昭和三十六年法律第八十一号)

金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)

七 保険業法

第三節 のれん

株式及び持分に係る特別勘定

第十二条 会社は、吸収分割、株式交付、新設分割、株式移転又は事業の譲渡の対価として株式又は持分を取得する場合において、当該株式又は持分に係る適正な額の特別勘定を負債として計上することができる。

第三章 純資産

第一節 株式会社の株主資本

(通則)

第一款 株式の交付等

八 単元未満株式売渡請求を受けた場合

九 株式会社が当該株式会社の株式を取得したことにより生ずる法第四百六十二条第一項に

しての株式的交付を除く。による株式会社の請求する権利に係る債権を資産として計上しているときは、当該組織変更の直前に、当該持分会社は、当該債権を資産として計上しないものと定めたものとみなす。

前項の規定は、社員に対して出資の履行をすべきことを請求する権利に係る債権を資産として計上している持分会社が吸收合併消滅会社又は新設合併消滅会社となる場合について準用する。(会社以外の法人が会社となる場合における資産及び負債の評価)

第十一条 次に掲げる法律の規定により会社以外の法人が会社となる場合には、当該会社がその有する資産及び負債に付すべき帳簿価額は、他の法令に別段の定めがある場合を除き、当該会社となる直前に当該法人が当該資産及び負債に付していった帳簿価額とする。

農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十九号)

中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十二年法律第八十五号)

金融商品取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)

商品先物取引法(昭和三十六年法律第八十号)

技術研究組合法(昭和三十六年法律第八十一号)

金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)

七 保険業法

しての株式的交付を除く。による株式会社の請求する権利に係る債権を資産として計上しているときは、当該組織変更の直前に、当該持分会社は、当該債権を資産として計上しないものと定めたものとみなす。

前項の規定は、社員に対して出資の履行をすべきことを請求する権利に係る債権を資産として計上している持分会社が吸收合併消滅会社又は新設合併消滅会社となる場合について準用する。(会社以外の法人が会社となる場合における資産及び負債の評価)

第十一条 次に掲げる法律の規定により会社以外の法人が会社となる場合には、当該会社がその有する資産及び負債に付すべき帳簿価額は、他の法令に別段の定めがある場合を除き、当該会社となる直前に当該法人が当該資産及び負債に付していった帳簿価額とする。

農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十九号)

中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十二年法律第八十五号)

金融商品取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)

商品先物取引法(昭和三十六年法律第八十号)

技術研究組合法(昭和三十六年法律第八十一号)

金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)

七 保険業法

規定期間を履行する株主(株主と連帯して義務を負う者を含む)に対して当該株主から取得した株式に相当する株式を交付すべき場合

十一 吸收分割による他の会社がその事業に開拓する権利義務の全部又は一部の承継をする場合

十二 吸收合併後当該株式会社が存続する場合に限り、自己株式を吸收分割会社に承継させる場合

十三 株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得をする場合

十四 株式交換に際して自己株式を株式交換完全親会社に取得される場合

十五 株式移転に際して自己株式を株式移転設立完全親会社に取得される場合

十六 株式交付に際して他の株式会社の株式又は新株予約権等の譲受けをする場合

(募集株式を引き受ける者の募集を行う場合)

第十四条 法第二編第二章第八節の定めるところにより募集株式を引き受ける者の募集を行う場合(法第二百二条の二第一項(同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む))の規定により募集株式を引き受ける者の募集を行う場合を除く。次条第一項において同じ。)

二 取得請求権付株式(法第八十条第二項第五号に掲げる事項についての定めがあるものに限る。以下この章において同じ。)の取得をする場合

三 取得条項付株式(法第八十条第六号に掲げる事項についての定めがあるものに限る。以下この章において同じ。)の取得をする場合

四 全部取得条項付種類株式(当該全部取得条項付種類株式を取得するに際して法第八十条第一項第一号イに掲げる事項についての定めをした場合における当該全部取得条項付種類株式に限る。以下この章において同じ。)の取得をする場合

五 株式無償割当をする場合

六 新株予約権の行使があつた場合

七 取得条項付新株予約権(法第二百三十六条第一項第七号ニに掲げる事項についての定めがあるものに限る。以下この章において同じ。)の取得をする場合

規定期間を履行する株主(株主と連帯して義務を負う者を含む)に対して当該株主から取得した株式に相当する株式を交付すべき場合

十一 吸收分割による他の会社がその事業に開拓する権利義務の全部又は一部の承継をする場合

十二 吸收合併後当該株式会社が存続する場合に限り、自己株式を吸收分割会社に承継させる場合

十三 株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得をする場合

十四 株式交換に際して自己株式を株式交換完全親会社に取得される場合

十五 株式移転に際して自己株式を株式移転設立完全親会社に取得される場合

十六 株式交付に際して他の株式会社の株式又は新株予約権等の譲受けをする場合

(募集株式を引き受ける者の募集を行う場合)

一 法第二百八条第二項の規定により現物出資財産(法第二百七条第一項に規定する現物出資財産をいう。以下この章において同じ。)の給付を受けた財産の額をいう。以下この節においては、当該現物出資財産の法第八十九条第一項第四号の期日(同号の期間を定めた場合にあっては、法第二百八条第二項の規定により給付を受けた日)における価額(次のイ又はロに掲げる場合における現物出資財産にあっては、当該イ又はロに定める額)。

イ 当該株式会社と当該現物出資財産の給付を受けた者が共通支配下関係にある場合(当該現物出資財産に時価を付すべき場合を除く。)当該現物出資財産の当該給付を受けた者における当該給付の直前の帳簿価額

ロ イに掲げる場合以外の場合であつて、当該給付を受けた現物出資財産の価額により計算する場合

二 法第二百八条第一項第五号に掲げる事項として募集株式の交付に係る費用の額のうち、株式会社が資本金等増加限度額から減ずないときイに定める帳簿価額

三 法第二百九十九条第一項第五号に掲げる事項として募集株式の交付に係る費用の額のうち、株式会社が資本金等増加限度額から減ずるべき額と定めた額

四 イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額が零以上であるときは、当該額

イ 当該募集に際して処分する自己株式の帳簿価額

一 法第二百八条第一項の規定により払込みを受けた金額の額(次のイ又はロに掲げる場合における金額にあっては、当該イ又はロに定める額)

二 法第二百八条第一項に掲げる事項についての定めをした場合における当該全部取得条項付種類株式に限る。以下この章において同じ。)の取得をする場合

三 法第二百八条第一項の規定により払込みを受けた金額の額(次のイ又はロに掲げる場合における金額にあっては、当該イ又はロに定める額)

四 イに掲げる額からハに掲げる額を減じて得た額に、当該各号に定める額を加えて得た額とする

五 前項に規定する場合には、同項の行為後の次各号に掲げる額は、同項の行為の直前の当該各号に掲げる額を減じて得た額(零未満である場合にあっては、零)に自己株式分割合(一から株式発行割合を減じて得た割合)を乗じて得た額を乗じて得た額とする

六 法第二百八条第一項の規定により払込みを受けた金額の額(次のイ又はロに掲げる場合における金額にあっては、当該イ又はロに定める額)

七 国の通貨につき法第九十九条第一項第四号の期日(同号の期間を定めた場合にあっては、法第二百八条第一項の規定により払込みを受けた日)の為替相場に基づき算出された額

八 当該払込みを受けた金額の額(イに定める額を含む)により資本金等増加限度額を計算することが適切でない場合、当該金銭の当該払込みをした者における当該払込みの直前の帳簿価額

二	その他利益剰余金の額（前項第一号及び第二号に掲げる額の合計額から同項第三号に掲げる額を減じて得た額が零未満である場合に当該募集に際して処分する自己株式の帳簿価額）
三	第一項に規定する場合には、自己株式対価額（第一項第一号に掲げる額に自己株式対価額が第一項第一号及び第二号に掲げる額の合計額から同項第三号に掲げる額を減じて得た額に自己株式対価額を乗じて得た額とする。）
4	第一項第一号に掲げる額は、第百五十条第二項第一号に掲げる額（第一項第一号及び第二号に掲げる額の合計額から同項第三号に掲げる額を減じて得た額に自己株式対価額を乗じて得た額とする。）
5	第一項第二号の規定の適用については、現物出資財産について法第二百九十九条第一項第二号に掲げる額及び第百五十八条第八号ハ並びに法第四百四十六条第二号並びに法第四百六十二条第一項第二号口及び法第四号の規定の適用については、当該額も、自己株式対価額に含まれるものとみなす。
第六十五条	第一項第二号に掲げる額と、当該現物出資財産について法第二百九十九条第一項第二号に掲げる額及び同項第三号に掲げる額と、当該現物出資財産の帳簿価額（当該出資に係る資本金及び資本準備金の額を含む。）とが同一の額でなければならないと解してはならない。（株式の取得に伴う株式の発行等をする場合）
一	取得請求権付株式の取得をする場合
二	取得条項付株式の取得をする場合
三	全部取得条項付種類株式の取得をする場合
2	前項各号に掲げる場合には、自己株式対価額は、当該各号に掲げる場合において処分する自己株式の帳簿価額とする。（株式無償割当てをする場合）
第五十六条	株式無償割当てをする場合には、資本金等増加限度額は、零とする。
2	前項に規定する場合には、株式無償割当て後のその他資本剰余金の額は、株式無償割当ての直前の当該額から当該株式無償割当てに際して処分する自己株式の帳簿価額を減じて得た額とする。第一項に規定する場合には、自己株式対価額は、零とする。（新株予約権の行使があつた場合）
第十七条	新株予約権の行使があつた場合には、資本金等増加限度額は、第一号から第三号までに掲げる額の合計額から第四号に掲げる額を減じて得た額とする。

四	（次にイ又はロに掲げる場合における現物の金額に当該イ又はロに定める額を乗じて得た額を減じて得た額）を乗じて得た額から第五号に掲げる額を減じて得た額（零未満である場合にあっては、零）に自己株式対価額（第一項第一号に掲げる額に自己株式対価額が第一項第一号及び第二号に掲げる額の合計額から同項第三号に掲げる額を減じて得た額に自己株式対価額を乗じて得た額とする。）
五	（次にイ又はロに掲げる場合における現物の金額に当該イ又はロに定める額を乗じて得た額を減じて得た額）を乗じて得た額（零未満である場合にあっては、零）に自己株式対価額（第一項第一号に掲げる額に自己株式対価額が第一項第一号及び第二号に掲げる額の合計額から同項第三号に掲げる額を減じて得た額に自己株式対価額を乗じて得た額とする。）

四	（次にイ又はロに掲げる場合における現物の金額に当該イ又はロに定める額を乗じて得た額を減じて得た額）を乗じて得た額（零未満である場合にあっては、零）に自己株式対価額（第一項第一号に掲げる額に自己株式対価額が第一項第一号及び第二号に掲げる額の合計額から同項第三号に掲げる額を減じて得た額に自己株式対価額を乗じて得た額とする。）
五	（次にイ又はロに掲げる場合における現物の金額に当該イ又はロに定める額を乗じて得た額を減じて得た額）を乗じて得た額（零未満である場合にあっては、零）に自己株式対価額（第一項第一号に掲げる額に自己株式対価額が第一項第一号及び第二号に掲げる額の合計額から同項第三号に掲げる額を減じて得た額に自己株式対価額を乗じて得た額とする。）

四	（次にイ又はロに掲げる場合における現物の金額に当該イ又はロに定める額を乗じて得た額を減じて得た額）を乗じて得た額（零未満である場合にあっては、零）に自己株式対価額（第一項第一号に掲げる額に自己株式対価額が第一項第一号及び第二号に掲げる額の合計額から同項第三号に掲げる額を減じて得た額に自己株式対価額を乗じて得た額とする。）
五	（次にイ又はロに掲げる場合における現物の金額に当該イ又はロに定める額を乗じて得た額を減じて得た額）を乗じて得た額（零未満である場合にあっては、零）に自己株式対価額（第一項第一号に掲げる額に自己株式対価額が第一項第一号及び第二号に掲げる額の合計額から同項第三号に掲げる額を減じて得た額に自己株式対価額を乗じて得た額とする。）
六	第一項第一号の規定の適用については、新株予約権が募集新株予約権であった場合における当該募集新株予約権についての法第二百三十八条第一項第二号及び第三号に掲げる事項と、第一項第一号の規定と同一のものでなければならないと解してはならない。（第一項第三号の規定の適用については、現物出資財産について法第二百三十六条第一項第五号に掲げる事項として新株予約権の行使に応じて行う株式の交付に係る費用の額のうち、株式会社が資本金等増加限度額から減ずるべき額と定め

一 その他資本剩余额の額	イ 及び口に掲げる額の合計額からハに掲げる額を減じて得た額
イ 前項第一号に掲げる額から同項第二号及び第三号に掲げる額のうちいかずか少ない額	口 次に掲げる額のうちいかずか少ない額
(1) 前項第四号に掲げる額	(2) (1) 前項第一号に掲げる額から同項第二号及び第三号に掲げる額の合計額を減じて得た額
ハ 当該取得に際して処分する自己株式の帳簿価額	口 及び第三号に掲げる額の合計額を減じて得た額に株式発行割合を乗じて得た額(零未満である場合にあっては、零)
二 その他利益剩余额の額	前項第一号に掲げる額から同項第二号及び第三号に掲げる額の合計額を減じて得た額(零未満である場合にあっては、零)
三	ハ 当該取得に際して処分する自己株式の帳簿価額
4	二 その他利益剩余额の額
二 その他利益剩余额の額	前項第一号に掲げる額から同項第二号及び第三号に掲げる額の合計額を減じて得た額(零未満である場合にあっては、零)
3	二 その他利益剩余额の額
3	二 その他利益剩余额の額
4	二 その他利益剩余额の額

2	前項に規定する場合に、当該各号に定める額が当該日における基準資本金額未満である場合、イ又はロに掲げる額のうちいかずか少ない額に四分の一を乗じて得た額をいう。以下この条において同じ。)以上である場合に定める額を加えて得た額とする。
3	一 第一項に規定する場合には、自己株式対価額を含む。(が株式会社に対して支払った金額の額とする。)が株式会社に対して支払った金額(設立時又は成立後の株式の交付に伴う義務が履行された場合)
4	二 その他利益剩余额の額
二 その他利益剩余额の額	前項に規定する場合には、自己株式対価額を含む。(が株式会社に対して支払った金額の額とする。)が株式会社に対して支払われた金額又は給付された金額以外の財産の額が増加するものとする。
二 その他利益剩余额の額	一 法第五十二条第一項の規定により同項に定める額を支払う義務(当該義務を履行した者が法第二十八条第一号の財産を給付した発起人である場合における当該義務に限る。)
三	二 法第五十二条第一項各号に掲げる場合において同項の規定により当該各号に定める行為をする義務
三	二 法第五十二条第一項各号に定める額を支払う義務
4	二 法第五十二条第一項各号に定める額を支払う義務
五	二 法第二百二十二条第一項各号に掲げる場合において同項の規定により当該各号に定める行為をする義務
六	二 法第二百八十五条第一項各号に掲げる場合において同項の規定により当該各号に定める行為をする義務
七	二 法第二百八十六条第一項各号に掲げる場合において同項の規定により当該各号に定める行為をする義務

2	二 その他利益剩余额の額
2	二 その他利益剩余额の額
3	二 その他利益剩余额の額
3	二 その他利益剩余额の額
4	二 その他利益剩余额の額
5	二 その他利益剩余额の額
6	二 その他利益剩余额の額
7	二 その他利益剩余额の額

2	二 その他利益剩余额の額
2	二 その他利益剩余额の額
3	二 その他利益剩余额の額
3	二 その他利益剩余额の額
4	二 その他利益剩余额の額
5	二 その他利益剩余额の額
6	二 その他利益剩余额の額
7	二 その他利益剩余额の額

に規定する義務を履行する株主(株主と連帶して義務を負う者を含む。)に対して当該株主から取扱いによる場合に、当該株主から得た額を減じて得た額とする。

は、当該剩余额の配当の直前の当該額から、当該各号に定める額を減じて得た額とする。

イ 法第四百四十六条第六号に掲げる額のうち、株式会社がその他資本剩余额の額次に掲げる額の合計額とする。

は、当該剩余额の配当の直前の資本準備金の額は、当該剩余额の配当の直前の資本準備金の額に、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を加えて得た額とする。

ロ 前条第一項第二号に掲げるときは、同号に定める額に定める額と定めた額

は、当該剩余额の配当の直前の資本準備金の額は、当該剩余额の配当の直前の資本準備金の額から減ずるべき額と定めた額

イ 法第四百四十六条第六号に掲げる額のうち、株式会社がその他資本剩余额の額次に掲げる額の合計額とする。

は、当該剩余额の配当の直前の資本準備金の額は、当該剩余额の配当の直前の資本準備金の額に、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を加えて得た額とする。

一 新株の発行の無効の訴えに係る請求を認容する場合にあつては、当該額から資本準備金についての同号の額を減じて得た額に相当する額

二 自己株式の処分の無効の訴えに係る請求を認容する場合にあつては、当該社員が履行した出資により持分会社に対し払込み又は給付がされた財産（当該財産が口に規定する財産に該当する場合における当該財産を除く。）の価額

三 会社の吸収合併、吸収分割、株式交換又は株式交付の無効の訴えに係る請求を認容する場合にあつては、当該社員が履行した出資により持分会社が資本金の額に計上されていなかった場合に該当する

四 設立時発行株式又は募集株式の引受けに係る意思表示その他の株式の発行又は自己株式の処分に係る意思表示が無効とされ、又は取り消された場合にあつては、当該社員が履行した出資により持分会社が資本金の額に計上されていなかった場合に該当する

五 株式交付子会社の株式又は新株予約権等の譲渡しに係る意思表示その他の株式交付に係る意思表示が無効とされ、又は取り消された場合にあつては、当該社員が履行した出資により持分会社が資本金の額に計上されていなかった場合に該当する

(資本準備金の額)

第二十六条 株式会社の資本準備金の額は、第一款及び第二款並びに第四節及び第五節の二に定めるところのほか、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定める額が増加するものとする。

一 法第四百四十七条の規定により資本金の額を減少する場合（同条第一項第二号に掲げる事項を定めた場合に限る。）同号の準備金とする額に相当する。

二 法第四百五十一条の規定により剰余金の額を減少する場合（同条第一項第一号の額（その他資本剰余金に係る額に限る。）に相当する額に相当する。

三 前二号に掲げるもののほか、その他資本剰余金の額を減少すべき場合 その他資本剰余金の額を減少する額として適切な額

四 前二号に掲げるもののほか、その他利益剰余金の額を減少すべき場合 その他利益剰余金の額を減少する額として適切な額

五 前二号に掲げるもののほか、その他資本剰余金の額を減少する場合 同条第一項第一号の額（その他資本剰余金に係る額に限る。）に相当する

第二十七条 株式会社の資本準備金の額は、法第四百四十八条の規定による場合に限り、同条第一項第一号の額（資本準備金に係る額に限る。）に相当する額が減少するものとする。この場合においては、前条第二項後段の規定を準用する。（その他資本剰余金に係る額に限る。）

(利益準備金の額)

第二十八条 株式会社の利益準備金の額は、第二款及び第四節に定めるところのほか、法第四百五十五条の規定により剰余金の額を減少する場合に限り、同条第一項第一号の額（その他利益剰余金に係る額に限る。）に相当する額が増加するものとする。

一 株式会社の利益準備金の額は、法第四百四十八条の規定による場合に限り、同条第一項第一号の額（同号に規定する場合に限り、当該各号に定める額が増加する。）に相当する。

二 法第四百四十九条 株式会社のその他利益剰余金の額は、法第四百四十八条の規定による場合に限り、同条第一項第一号の額（その他の利益剰余金に係る額に限る。）に相当する。

三 持分会社の資本剰余金の額は、第一次の各号に掲げる場合に限る。（その他の利益剰余金に係る額に限る。）

四 持分会社の資本剰余金の額は、第一次の各号に掲げる場合に限る。（その他の利益剰余金に係る額に限る。）

五 持分会社の資本剰余金の額は、第一次の各号に掲げる場合に限る。（その他の利益剰余金に係る額に限る。）

(資本金の額)

第三十条 持分会社の資本金の額は、第四節に定めるところのほか、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定める額の範囲内で持分会社が資本金の額に計上するものと定めた額が増加するものとする。

一 社員が出資の履行をした場合（履行をした出資に係る次号の債権が資産として計上されている場合を除く。）イ及びロに掲げる額が減少するものとする。

二 法第四百四十九条 株式会社のその他利益剰余金の額は、法第四百四十八条の規定による場合に限り、同条第一項第一号の額（その他の利益剰余金に係る額に限る。）に相当する。

三 持分会社（合同会社を除く。）が資本金の額に計上されている前項第二号の債権を資産として計上しないことと定めた場合 当該債権につき資本金に計上されていた額

四 持分会社（合同会社を除く。）が資本金の額の全部又は一部を資本剰余金の額とするものと定めた場合 当該資本剰余金の額と相当する額

五 損失のてん補に充てる場合（合同会社については、法第六百二十七条の規定による手続をとった場合に限る。）持分会社が資本金の範囲内で損失のてん補に充てるものとして定めた額

(資本剰余金の額)

第三十一条 持分会社の資本剰余金の額は、第四節に定めるところのほか、次の各号に掲げる場

合に限り、当該各号に定める額が増加するものとする。

- 一 社員が出資の履行をした場合（履行をした出資に係る次号の債権が資産として計上された場合を除く。）イに掲げる額から口に掲げる額を減じて得た額
イ 前条第一項第一号イ及びロに掲げる額の合計額からハに掲げる額を減じて得た額
ロ 当該出資の履行に際して資本金の額に計上した額
- 二 持分会社が社員に対して出資の履行をすべきことを請求する権利に係る債権を資産として計上することと定めた場合 イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額
イ 前条第一項第二号に定める額
ロ 当該決定に際して資本金の額に計上した額
- 三 持分会社（合同会社を除く。）が資本金の額の全部又は一部を資本剰余金の額とするものと定めた場合 当該資本剰余金の額とするものと定めた額
- 四 損失のてん補に充てる場合（合同会社については、法第六百二十七条の規定による手続をとった場合に限る。）持分会社が資本金の額の範団内で損失のてん補に充てるものとして定めた額
- 五 前各号に掲げるもののほか、資本剰余金の額を増加させることが適切な場合 適切な額
- 六 前各号に掲げるもののほか、資本剰余金の額を減少させることが適切な場合 適切な額

資本金の額とするものと定めた額に相当する額

- 五 合同会社が第九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により資産として計上している前項第二号の債権を資産として計上しないことと定めたものとみなす場合に限り、当該債権につき資本金及び資本剰余金に計上されていた額を減少させることが適切な場合 適切な額
- 六 前各号に掲げるもののほか、資本剰余金の額を減少させることが適切な場合 適切な額
- （利益剰余金の額）
- 第三十二条 持分会社の利益剰余金の額は、第四節に定めるところのほか、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定める額が増加するものとする。
- 一 当期純利益金額が生じた場合 当該当期純利益金額
- 二 持分会社が退社する社員に対して持分の払戻しをする場合 イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額（零未満である場合には、零）
ロ 当該持分の払戻しにより払い戻した財産の帳簿価額
- 三 前二号に掲げるもののほか、利益剰余金の額を増加させることが適切な場合 適切な額
- 四 持分会社の利益剰余金の額は、第四節に定めるところのほか、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定める額が減少するものとする。ただし、利益の配当により払い戻した財産の帳簿価額に相当する額は、資本剰余金の額から控除しないものとする。
- 五 持分会社が退社する社員に対して持分の払戻しをする場合 当該退社する社員に計上した額を減少する額を減じて得た額
- 六 持分会社（合同会社を除く。）が資本剰余金の額を計上している前項第二号の債権を資産として計上しないことと定めた場合 当該債権に計上した額

前三号に掲げるもののほか、利益剰余金の額を減少させることが適切な場合 適切な額

- （組織変更後持分会社の社員資本）
- 第三十三条 株式会社が組織変更をする場合に、組織変更後持分会社の次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。
- 一 資本金の額 組織変更の直前の株式会社の資本金の額
- 二 資本剰余金の額 イに掲げる額からロ及びハに掲げる額の合計額を減じて得た額
イ 組織変更の直前の株式会社の資本準備金の額及びその他資本剰余金の合計額
ロ 組織変更をする株式会社が有する自己株式の帳簿価額
- 三 ハ 組織変更をする株式会社の株主に対して交付する組織変更後持分会社の持分以外の財産の帳簿価額（組織変更後持分会社の社債（自己社債を除く。次号において同じ。）にあっては、当該社債に付すべき帳簿価額）のうち、株式会社が資本剰余金の額から減ずるべき額と定めた額
イ 組織変更の直前の株式会社の利益準備金の額及びその他利益剰余金の額の合計額
ロ 組織変更をする株式会社の株主に対して交付する組織変更後持分会社の持分以外の財産の帳簿価額（組織変更後持分会社の社債にあっては、当該社債に付すべき帳簿価額）のうち、株式会社が利益剰余金の額から減じて得た額
- 四 ハ 組織変更をする持分会社の社員に対して交付する組織変更後持分会社の株式以外の財産の帳簿価額（組織変更後株式会社の社債等にあっては、当該社債等に付すべき帳簿価額）のうち、組織変更をする持分会社がその他の利益剰余金の額から減ずるべき額と定めた額
- 五 利益準備金の額 零
- （組織変更後持分会社の株主資本及びび社員資本）
- 第三十四条 持分会社が組織変更をする場合に、組織変更後株式会社の株主資本（組織変更後株式会社の株主資本）は、当該各号に定めた額とする。
- 一 資本金の額 組織変更の直前の持分会社の資本金の額
- 二 資本準備金の額 零
- 三 その他資本剰余金の額 イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額
ロ 当該持分の払戻しを受けた社員の出資に計上した額の合計額
- 四 債等（自己社債を除く。第五号ロにおいて同じ。）にあっては、当該社債等に付すべき帳簿価額のうち、組織変更をする持分会社が資本剰余金の額から減ずるべき額と定めた額

債等（自己社債を除く。第五号ロにおいて同じ。）にあっては、当該社債等に付すべき帳簿価額のうち、組織変更をする持分会社が資本剰余金の額から減ずるべき額と定めた額

- （第四節 吸収合併、吸収分割、株式交換及び株式交付に際しての株主資本及び社員資本）
- 第三十五条 吸収合併（吸收型再編対価の全部又は一部が吸収合併存続会社の株式又は持分である場合における吸収合併存続会社の株主資本等の変動額）
- 一 当該吸収合併が支配取得に該当する場合（吸収合併消滅会社による支配取得に該当する場合を除く。）吸収型再編対価時価又は吸収型再編対象財産の時価を基礎として算定する方法
二 吸収合併存続会社と吸収合併消滅会社が共同支配下関係にある場合 吸収型再編対象財産の吸収合併の直前の帳簿価額を基礎として算定する方法（前号に定める方法によるべき方法）
三 前二号に掲げる場合以外の場合 前号に定める方法
- （第五節 吸収合併、吸収分割、株式交換及び株式交付に際しての株主資本等の変動額）
- 一 当該吸収合併が支配取得に該当する場合（吸収合併消滅会社による支配取得に該当する場合を除く。）吸収型再編対価時価又は吸収型再編対象財産の時価を基礎として算定する方法
二 吸収合併存続会社と吸収合併消滅会社が共同支配下関係にある場合 吸収型再編対象財産の吸収合併の直前の帳簿価額を基礎として算定する方法（前号に定める方法によるべき方法）
三 前二号に掲げる場合以外の場合 前号に定める方法

金の額は変動しないものとする。ただし、株主資本等変動額が零未満の場合には、当該株主資本等変動額のうち、対価自己株式の処分により生ずる差損の額をその他資本剰余金（当該吸収合併存続会社が持分会社の場合にあっては、資本剰余金。次条において同じ。）の減少額とし、その余の額をその他利益剰余金（当該吸収合併存続会社が持分会社の場合にあっては、利益剰余金。次条において同じ。）の減少額とし、資本準備金、資本準備金及び利益準備金の額は変動しないものとする。（株主資本等を引き継ぐ場合における吸収合併存続会社の株主資本等の変動額）

第三十六条 前条の規定にかかわらず、吸収型再編対価の全部が吸収合併存続会社の株式又は持分である場合であつて、吸収合併消滅会社における吸収合併の直前の株主資本等を引き継ぐものとして計算する場合の全部又は一部を引き継ぐものとして計算することが適切であるときは、吸収合併消滅会社の資本金、資本剰余金及び利益剰余金の額をそれぞれ当該吸収合併存続会社の資本金、資本剰余金及び利益剰余金の変動額とすることができる。ただし、対価自己株式又は先行取得分株式等がある場合にあっては、当該対価自己株式又は当該先行取得分株式等の帳簿価額を吸収合併の直前の吸収合併消滅会社のその他資本剰余金の額から減じて得た額を吸収合併存続会社のその他資本剰余金の変動額とする。

2 吸収型再編対価が存しない場合であつて、吸収合併消滅会社における吸収合併の直前の株主資本等を引き継ぐものとして計算する場合に適用されるときには、吸収合併の直前の吸収合併消滅会社の資本金、資本剰余金及び利益剰余金の合計額から減じて得た額を吸収合併存続会社のその他資本剰余金の変動額とする。

第二款 吸収分割

（吸収型再編対価の全部又は一部が吸収分割承継会社の株式又は持分である場合における吸収分割承継会社の株主資本等の変動額）

第三十七条 吸収型再編対価の全部又は一部が吸収分割承継会社の株式又は持分である場合に

は、吸収分割承継会社において変動する株主資本等の総額（次項において「株主資本等変動額」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法に従い定まる。

一 当該吸収分割が支配取得に該当する場合

（吸収分割会社による支配取得に該当する場合を除く。）吸収型再編対価時価又は吸収型再編対象財産の時価を基礎として算定する方法

二 前号に掲げる場合以外の場合であつて、吸収型再編対象財産に時価を付すべきとき 前号に定める方法

三 吸収分割承継会社と吸収分割会社が共通支配下関係にある場合（前号に掲げる場合を除く。）吸収型再編対象財産の吸収分割の直前の帳簿価額を基礎として算定する方法（第一号に定める方法によるべき部分にあっては、当該方法）

四 前号に掲げる場合以外の場合 前号に定める方法

2 前項の場合には、吸収分割承継会社の資本金及び資本剰余金の増加額は、株主資本等変動額の範囲内で、吸収分割承継会社が吸収分割契約の定めに従いそれぞれ定めた額とし、利益剰余金の額は変動しないものとする。ただし、株主資本等変動額が零未満の場合には、当該株主資本等変動額のうち、対価自己株式の処分により生ずる差損の額をその他資本剰余金（当該吸収分割承継会社が持分会社の場合にあっては、資本剰余金。次条において同じ。）の減少額とし、資本準備金、資本準備金及び利益準備金の額は変動しないものとする。

第三十八条 前条の規定にかかわらず、分割型吸収分割における吸収型再編対価の全部が吸収分割承継会社の株式又は持分である場合であつて、吸収分割承継会社における吸収分割の直前の株主資本等を引き継ぐ場合における吸収分割の時価を算定する

（株主資本等を引き継ぐ場合における吸収分割の時価を算定する）

2 前項の場合には、株式交換完全親会社の資本

金及び資本剰余金の増加額は、株主資本等変動

額の範囲内で、株式交換完全親会社が株式交換契約の定めに従い定めた額とし、利益剰余金の額は変動しないものとする。ただし、法第七百九十九条（法第八百二条第二項において読み替

益剰余金の変動額とすることができる。ただし、対価自己株式がある場合にあっては、当該対価自己株式の帳簿価額を吸収分割により変動する吸収分割会社のその他資本剰余金の額から減じて得た額を吸収分割承継会社のその他資本剰余金の変動額とする。

吸収型再編対価が存しない場合であつて、吸収分割会社における吸収分割の直前の株主資本等変動額を算定する場合を除く。）を乗じて得た額に株式発行割合を乗じて得た額が株主資本等変動額を上回る場合においては、株主資本等変動額の範囲内で、株式発行割合（当該株式交換に際して発行する株式の数を当該株式の数及び対価自己株式の数の合計数で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額に株式発行割合を乗じて得た額を株主資本等変動額に対する割合額を算定する。

2 前二項の場合の吸収分割会社における吸収分割に際しての資本金、資本剰余金又は利益剰余金の変更に関しては、法第二編第五章第三节第二款の規定その他の法の規定に従うものとができる。

3 前二項の場合の吸収分割会社における吸収分割に際しての資本金、資本剰余金又は利益剰余金の変動額とし、吸収分割により変動する吸収分割会社の資本金及び資本剰余金の変動額とすることができる。前項の規定にかかわらず、株主資本等変動額の減少額とし、その余の額をその他利益剰余金が零未満の場合には、当該株主資本等変動額の減じて得た額をその他資本剰余金の変動額とする。前項の規定にかかわらず、株主資本等変動額が零未満の場合には、当該株主資本等変動額の減じて得た額をその他資本剰余金の変動額とする。前項の規定にかかわらず、株主資本等変動額が零未満の場合には、当該株主資本等変動額の減じて得た額をその他資本剰余金の変動額とする。前項の規定にかかわらず、株主資本等変動額が零未満の場合には、当該株主資本等変動額の減じて得た額をその他資本剰余金の変動額とする。

第三十九条 吸収型再編対価の全部又は一部が株式交換完全親会社の株式又は持分である場合に、株式交換完全親会社において変動する株主資本等の総額（以下この条において「株主資本等変動額」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法に従い定まる額とする。

一 当該株式交換が支配取得に該当する場合（株式交換完全子会社による支配取得に該当する場合を除く。）吸収型再編対価時価又は株式交換完全子会社の株式の時価を基礎として算定する方法

二 株式交換完全親会社と株式交換完全子会社が共通支配下関係にある場合 株式交換完全親会社の財産の株式交換の直前の帳簿価額を基礎として算定する方法（前号に定める方法によるべき部分にあっては、当該方法）

三 前号に掲げる場合以外の場合 前号に定める方法

2

前項の場合には、株式交換完全親会社の資本

金及び資本剰余金の増加額は、株主資本等変動

額の範囲内で、株式交換完全親会社が株式交換

契約の定めに従い定めた額とし、利益剰余金の

額は変動しないものとする。ただし、法第七百

九十九条（法第八百二条第二項において読み替

えて準用する場合を含む。）の規定による手続をとっている場合以外の場合にあっては、株式交換完全親会社の資本金及び資本準備金の増加額は、株主資本等変動額に対価自己株式の帳簿価額を算定する。当該株式交換完全親会社が持分会社の資本剰余金の額から減じて得た額を吸収分割承継会社のその他資本剰余金の変動額とする。

吸収型再編対価が存しない場合に、当該吸収分割会社における吸収分割の直前の株主資本等変動額を算定する場合を除く。）を乗じて得た額に株式発行割合（当該株式交換に際して発行する株式の数を当該株式の数及び対価自己株式の数の合計数で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額に株式発行割合を乗じて得た額が株主資本等変動額を上回る場合においては、株主資本等変動額の範囲内で、株式発行割合（当該株式交換に際して発行する株式の数を当該株式の数及び対価自己株式の数の合計数で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額に株式発行割合を乗じて得た額を株主資本等変動額に対する割合額を算定する。

2 前二項の場合の吸収分割会社における吸収分割に際しての資本金、資本剰余金又は利益剰余金の変動額とし、吸収分割により変動する吸収分割会社の資本金及び資本剰余金の変動額とすることができる。前項の規定にかかわらず、株主資本等変動額が零未満の場合には、当該株主資本等変動額の減じて得た額をその他資本剰余金の変動額とする。前項の規定にかかわらず、株主資本等変動額が零未満の場合には、当該株主資本等変動額の減じて得た額をその他資本剰余金の変動額とする。前項の規定にかかわらず、株主資本等変動額が零未満の場合には、当該株主資本等変動額の減じて得た額をその他資本剰余金の変動額とする。

第三十九条 第二款の二 株式交付に際し、株式交付親会社において変動する株主資本等の総額（以下この条において「株主資本等変動額」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法に従い定まる額とする。

一 当該株式交付が支配取得に該当する場合（株式交付完全子会社による支配取得に該当する場合を除く。）吸収型再編対価時価又は株式交付完全子会社の株式の時価を基礎として算定する方法

二 株式交付完全親会社と株式交付完全子会社が共通支配下関係にある場合 株式交付完全親会社の財産の株式交付の直前の帳簿価額を基礎として算定する方法（前号に定める方法によるべき部分にあっては、当該方法）

三 前号に掲げる場合以外の場合 前号に定める方法

2

前項の場合には、株式交付完全親会社の資本

金及び資本剰余金の増加額は、株主資本等変動

額の範囲内で、株式交付完全親会社が株式交換

契約の定めに従い定めた額とし、利益剰余金の

額は変動しないものとする。ただし、法第七百

九十九条（法第八百二条第二項において読み替

えて準用する場合を含む。）の規定による手續

をとっている場合以外の場合にあっては、株式

交換完全親会社の資本金及び資本準備金の増加

額は、株主資本等変動額に対価自己株式の帳簿

価額を算定する。

<p>一 第五十四条の二第一項の規定により減少する株式引受権の額</p> <p>二 法第一百九十九条第一項第五号に掲げる事項として募集株式の交付に係る費用の額のうち、株式会社が資本金等増加限度額から減ずるべき額と定めた額</p> <p>3 前項の規定により資本金として計上しないことは、資本準備金として計上しなければならない。</p> <p>4 法第二百二条の二第一項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により募集株式を引き受けた者の募集を行う場合において、取締役等が株式会社に対し当該募集株式に係る割当日前にその職務の執行として当該募集株式を対価とする役務を提供するときは、当該行為後の次の各号に掲げる額は、当該行為の直前の当該額に、当該各号に定める額を加えて得た額とする。</p> <p>5 その他資本剰余金の額</p> <p>二 その他利益剰余金の額 第一項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を減じて得た額が零未満である場合における当該額に株式発行割合を乗じて得た額</p> <p>3 その他の株式の帳簿額</p> <p>二 その他の株式の帳簿額 第一項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を減じて得た額が零未満である場合における当該額に株式発行割合を乗じて得た額</p>	<p>3 前項の規定により資本金として計上しないことは、資本準備金として計上しなければならない。</p> <p>4 法第二百二条の二第一項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により募集株式を引き受けた者の募集を行う場合において、取締役等が株式会社に対し当該募集株式に係る割当日前にその職務の執行として当該募集株式を対価とする役務を提供するときは、当該行為後の次の各号に掲げる額は、当該行為の直前の当該額に、当該各号に定める額を加えて得た額とする。</p> <p>5 その他資本剰余金の額</p> <p>二 その他利益剰余金の額 第一項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を減じて得た額が零未満である場合における当該額に株式発行割合を乗じて得た額</p> <p>3 その他の株式の帳簿額</p> <p>二 その他の株式の帳簿額 第一項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を減じて得た額が零未満である場合における当該額に株式発行割合を乗じて得た額</p>
---	--

<p>3 その他の株式の帳簿額</p> <p>二 その他の株式の帳簿額 第一項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を減じて得た額が零未満である場合における当該額に株式発行割合を乗じて得た額</p> <p>2 設立時の株主資本及び社員資本</p> <p>第一款 通常の設立</p> <p>（株式会社の設立時の株主資本）</p> <p>第四十三条 法第二百五条第一項各号に掲げる方法により株式会社を設立する場合における株式</p>	<p>4 設立時の株式会社のその他利益剰余金の額</p> <p>四十五条第一項に規定する株主となる者が当該株式会社に対して払込み又は給付した財産の額とは、第一号及び第二号に掲げる額の合計額から第三号に掲げる額を減じて得た額（零未満である場合にあっては、零）とする。</p> <p>一 法第三十四条第一項又は第六十三条第一項の規定により払込みを受けた金額の額（次のイ又はロに掲げる場合における金額にあつては、当該イ又はロに定める額）</p> <p>イ 又はロに掲げる場合における金額にあつては、当該イ又はロに定める額</p> <p>ロ 外国の通貨をもつて金額の払込みを受けた場合（ロに掲げる場合を除く。）当該外国の通貨につき払込みがあつた日の為替相場に基づき算出された金額</p> <p>口 当該払込みを受けた金額の額（イに定める額を含む。）により資本金又は資本準備金の額として計上すべき額を計算することが適切でない場合、当該金額の当該払込みをした者における当該払込みの直前の帳簿額</p> <p>二 法第三十四条第一項の規定により金額以外の財産（以下この条において「現物出資財産」という。）の給付を受けた場合においては、当該現物出資財産の給付があつた日における価額（次のイ又はロに掲げる場合における現物出資財産にあつては、当該イ又はロに定める額）</p> <p>イ 当該株式会社と当該現物出資財産の給付をした者が共通支配下関係となる場合（当該現物出資財産に時価を付すべき場合を除く。）当該現物出資財産の当該給付をした者における当該給付の直前の帳簿価額</p> <p>ロ イに掲げる場合以外の場合であつて、当該給付を受けた出資財産の価額により資本又は資本準備金の額として計上すべき額を計算することが適切でないとき</p> <p>二 法第三十二条第一項第三号に掲げる事項として、設立に要した費用のうち、設立に際して資本金又は資本準備金の額として計上すべき額を減じて得た額</p> <p>2 設立時の資本金の額</p> <p>二 設立時の資本金の額</p> <p>（第一項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を減じて得た額が零未満である場合にあつては、当該額）とする。</p>
---	---

<p>2 設立時の資本金の額</p> <p>二 設立時の資本金の額</p> <p>（第一項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を減じて得た額が零未満である場合にあつては、当該額）とする。</p>	<p>4 第四十四条 持分会社の設立（新設合併及び新設合併による設立を除く。以下この条において同じ。）時の株式会社のその他利益剰余金の額</p> <p>一 第一项第二号の規定の適用については、現物出資財産について定款に定めた額と、当該現物出資財産の帳簿価額（当該出資に係る資本金及び資本準備金の額を含む。）とが同一の額でなければならないと解してはならない。</p> <p>（持分会社の設立時の社員資本）</p> <p>第五十五条 新設合併の設立</p> <p>一 新設合併取得会社に係る部分（当該新設合併による設立を除く。以下この条において同じ。）時の資本金の額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額（零未満である場合にあっては、零）とする。</p> <p>二 新設合併取得会社の財産の新設合併の直前の帳簿価額を基礎として算定する方法に従い定まる額</p> <p>三 新設合併取得会社の財産の新設合併消滅会社に係る部分（当該新設合併消滅会社の株主等の総額は、次の各号に掲げる部分の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額（次項において「株主資本等変動額」という。）とする。</p> <p>（支配取得に該当する場合における新設合併設立会社の株主資本等）</p> <p>第四十六条 新設合併消滅会社の全部が共通支配下関係にある場合には、新設合併設立会社の設立時の株主資本等の総額は、新設型再編対象財産の新設合併の直前の帳簿価額を基礎として算定する方法（前条第一項第二号に規定する方法</p>
---	--

によるべき部分にあっては、当該方法)に従い定まる額とする。

2 前項の場合には、新設合併設立会社の設立時の資本金、資本剩余额及び利益剩余额の額は、次の各号に掲げる部分の区分に応じ、当該各号に定める規定を準用してそれぞれ算定される額の合計額とする。

一 株主資本承継消滅会社に係る部分

二 非株主資本承継消滅会社に係る部分

第三項 第二項

(株主資本等を引き継ぐ場合における新設合併設立会社の株主資本等)

第四十七条 前条第一項の場合であつて、新設型再編対価の全部が新設合併設立会社の株式又は持分であり、かつ、新設合併消滅会社における新設合併の直前の株主資本等を引き継ぐものとして計算するに適切であるときは、新設合併の直前の各新設合併消滅会社の資本金、資本剩余额及び利益剩余额の各合計額をそれぞれ当該新設合併設立会社の設立時の資本金、資本剩余额(当該新設合併設立会社が持分会社における新設合併の直前の株主資本等を引き継ぐものとして計算するに適切であるときは、新設合併の直前の各新設合併消滅会社の資本金、資本剩余额及び利益剩余额の額とすることができる。ただし、先行取得分株式等がある場合にあつては、当該先行取得分株式等の帳簿額を新設合併の直前の各新設合併消滅会社のその他資本剩余额(当該新設合併設立会社が持分会社における新設合併の直前の株主資本等を引き継ぐ場合における新設合併の直前の各新設合併消滅会社の資本金、資本剩余额及び利益剩余额の額とすることができる。ただし、先行取得分株式等がある場合には、当該新設合併設立会社の設立時のその他資本剩余额の額とみなして、同項の規定を適用する。

(その他の場合における新設合併設立会社の株主資本等)

第四十八条 第四十五条第一項及び第四十六条第一項に規定する場合以外の場合には、新設合併設立会社の設立時の資本金、資本剩余额及び利益剩余额の額は、同条及び前条の定めるところにより計算する。

第三项 新設分割

(単独新設分割の場合における新設分割設立会社の株主資本等)

第四十九条 新設分割設立会社(二以上の会社が新設分割する場合における新設分割設立会社)

除く。以下この条及び次条において同じ。)に従い定まる額とする。

2 前項の場合には、新設合併設立会社の設立時における株主資本等の総額は、新設型再編対象財産の新設分割会社における新設分割の直前の帳簿価額を基礎として算定する方法(当該新設型再編対象財産に時価を付すべき場合にあつては、新設型再編対価時価又は新設型再編対象財産の時価を基礎として算定する方法)に従い定まる額(次項において「株主資本等変動額」という。)とする。

二 前項の場合には、新設分割設立会社の資本金及び資本剩余额の額は、株主資本等変動額の範囲内で、新設分割会社が新設分割計画の定めに従いそれぞれ定めた額とし、利益剩余额の額は零とする。ただし、株主資本等変動額が零未満の場合には、当該株主資本等変動額をその他利益剩余额(新設分割設立会社が持分会社における新設分割の直前の株主資本等を引き継ぐ場合における新設分割の直前の株主資本等)の額とし、資本金、資本剩余额及び利益準備金の額は零とする。

(株主資本等を引き継ぐ場合における新設分割設立会社の株主資本等)

第五十条 前条の規定にかかわらず、分割型新設分割の新設型再編対価の全部が新設分割設立会社の株式又は持分である場合であつて、新設分割会社における新設分割の直前の株主資本等の全部又は一部を引き継ぐものとして計算するに適切であるときには、分割型新設分割により変動する新設分割会社の資本金、資本剩余额及び利益剩余额の額をそれぞれ新設分割会社における新設分割の直前の株主資本等の額とし、資本金、資本剩余额及び利益剩余额の額とができる。

二 前項の場合における新設分割会社の設立時の資本金、資本剩余额及び利益剩余额の額の変更に関しては、法第二編第五章第三節第二款の規定その他の法の規定に従うものとする。

二 各仮会社が新設合併をすることにより設立される会社が新設分割設立会社となるものとみなして、当該新設分割設立会社の計算を行なう。

二 各仮会社が新設合併をすることにより設立される会社が新設分割設立会社となるものとみなして、当該新設分割設立会社の計算を行なう。

三 土地の再評価(平成十年法律第三十四号)第七条第一項に規定する再評価額

一 当該株式移転が株式移転設立完全子会社による支配取得に該当する場合における他の株式移転完全子会社に係る部分、当該他の株式移転完全子会社の株主に対しても交付する新設型再編対価時価又は当該他の株式移転完全子会社の株式の時価を基礎として算定する方法に従い定まる額(次項において「株主資本変動額」という。)とする。

二 株式移転完全子会社の全部が共通支配下関係にある場合における当該株式移転完全子会社に係る部分、当該株式移転完全子会社における財産の帳簿価額を基礎として算定する方法(前号に規定する方法によるべき部分については、当該方法)に従い定まる額

三 前号に掲げる部分以外の部分、前号に規定する方法に従い定まる額

前項の場合には、当該株式移転設立完全親会社の設立時の資本金及び資本剩余额の額は、株主資本変動額の範囲内で、株式移転完全子会社が株式移転計画の定めに従い定めた額とし、利益剩余额の額は零とする。ただし、株主資本変動額が零未満の場合にあつては、当該額を設立時のその他利益剩余额の額とし、資本金、資本剩余额及び利益準備金の額は零とする。

二 株式交換、株式交付又は株式移転(以下この項目において「交換交付移転」という。)に際して前条第三号に掲げる再評価差額を計上して、当該交換交付移転子会社の資産に含まれる土地が株式交換完全子会社、株式交付子会社又は株式移転完全子会社(以下この項において「交換交付移転子会社」という。)の資産に含まれる場合において、当該交換交付移転子会社の株式につき株式交換完全子会社、株式交付子会社又は株式移転完全子会社(以下この項において「交換交付移転子会社」という。)の資産に含まれる場合において、当該交換交付移転子会社の株式につき株式交換完全子会社、株式交付子会社又は株式移転完全子会社が付すべき帳簿価額を算定の基礎となる交換交付移転子会社の帳簿価額とみなして、当該交換交付移転子会社の帳簿価額を評価すべき日における当該交換交付移転子会社の帳簿価額を評価する。ただし、当該交換交付移転子会社の帳簿価額を算定の基礎となる交換交付移転子会社の帳簿価額とみなして、当該交換交付移転子会社の帳簿価額を評価すべき日における当該交換交付移転子会社の帳簿価額を評価する。

三 交換交付移転子会社の帳簿価額を算定の基礎となる交換交付移転子会社の帳簿価額とみなして、当該交換交付移転子会社の帳簿価額を評価すべき日における当該交換交付移転子会社の帳簿価額を評価する。

二 一括に各新設分割会社が他の新設分割会社との共同新設分割の場合における新設分割設立会社の株主資本等)

第五十一条 二以上の会社が新設分割をする場合には、次に掲げるところに従い、新設分割設立会社の株主資本又は社員資本を計算するものとする。

二 一括に各新設分割会社が他の新設分割会社との共同新設分割を行うことによつて会社を設立するものとみなして、当該会社(以下この条において「仮会社」という。)の計算を行う。

二 ヘッジ会計を適用する場合におけるヘッジ手段に係る損益又は評価差額

三 土地の再評価(平成十年法律第三十四号)第七条第一項に規定する再評価額

一 土地再評価差額金を計上している会社を当事者とする組織再編行為等における特則

二 吸收合併若しくは吸收分割又は新設合併若しくは新設分割(以下この項において「合併分割」という。)に際して前条第三号に掲げる再評価差額を計上している土地が吸收型再編対象財産又は新設型再編対象財産(以下この項において「対象財産」という。)に含まれる完全子会社の株主に対しても交付する新設型再編対価時価又は当該他の株式移転完全子会社の株式の時価を基礎として算定する方法に従い定まる額

一 当該株式移転が株式移転設立完全親会社による支配取得に該当する場合における他の株式移転完全子会社に係る部分、当該他の株式移転完全子会社の株主に対しても交付する新設型再編対価時価又は当該他の株式移転完全子会社の株式の時価を基礎として算定する方法に従い定まる額(次項において「株主資本変動額」という。)とする。

二 株式移転完全子会社の全部が共通支配下関係にある場合における当該株式移転完全子会社に係る部分、当該株式移転完全子会社における財産の帳簿価額を基礎として算定する方法(前号に規定する方法によるべき部分については、当該方法)に従い定まる額

三 前号に掲げる部分以外の部分、前号に規定する方法に従い定まる額

前項の場合には、当該株式移転設立完全親会社の設立時の資本金及び資本剩余额の額は、株主資本変動額の範囲内で、株式移転完全子会社が株式移転計画の定めに従い定めた額とし、利益剩余额の額は零とする。

二 株式交換、株式交付又は株式移転(以下この項目において「交換交付移転」という。)に際して前条第三号に掲げる再評価差額を計上して、当該交換交付移転子会社の資産に含まれる土地が株式交換完全子会社、株式交付子会社又は株式移転完全子会社(以下この項において「交換交付移転子会社」という。)の資産に含まれる場合において、当該交換交付移転子会社の株式につき株式交換完全子会社、株式交付子会社又は株式移転完全子会社が付すべき帳簿価額を算定の基礎となる交換交付移転子会社の帳簿価額とみなして、当該交換交付移転子会社の帳簿価額を評価すべき日における当該交換交付移転子会社の帳簿価額を評価する。

三 交換交付移転子会社の帳簿価額を算定の基礎となる交換交付移転子会社の帳簿価額とみなして、当該交換交付移転子会社の帳簿価額を評価すべき日における当該交換交付移転子会社の帳簿価額を評価する。

二 一括に各新設分割会社が他の新設分割会社との共同新設分割を行うことによつて会社を設立するものとみなして、当該会社(以下この条において「仮会社」という。)の計算を行う。

年度の前事業年度がない場合にあっては、成立の日から臨時決算日までの期間とする。
2 臨時計算書類は、臨時会計年度に係る会計帳簿に基づき作成しなければならない。

3 株式会社が臨時計算書類を作成しようとする場合において、当該株式会社についての最終事業年度がないときは、当該株式会社の成立の日から最初の事業年度が終結する日までの間、当該最初の事業年度に属する一定の日を臨時決算日とみなして、法第四百四十五条の規定を適用することができる。

第三節 株式会社の連結計算書類

(連結計算書類)

第六十一条 法第四百四十五条第一項に規定する法務省令で定めるものは、次に掲げるいずれかのものとする。

一 この編(第一百二十条から第二百二十条の三までを除く)の規定に従い作成される次のイからニまでに掲げるもの

イ 連結貸借対照表

ロ 連結損益計算書

ハ 連結株主資本等変動計算書

二 連結注記表

三 第百二十条の二の規定に従い作成されるもの

四 第百二十条の三の規定に従い作成されるもの

(連結会計年度)

第六十二条 各事業年度に係る連結計算書類の作成に係る期間(以下この編において「連結会計年度」という。)は、当該事業年度の前事業年度の末日の翌日(当該事業年度の前事業年度がない場合は、成立の日)から当該事業年度の末日までの期間とする。

(連結の範囲)

第六十三条 株式会社は、その全ての子会社を連結の範囲に含めなければならない。ただし、次のいずれかに該当する子会社は、連結の範囲に含めないものとする。

一 財務及び事業の方針を決定する機関(株主総会その他これに準ずる機関をいう。)に対する支配が一時的であると認められる子会社がある場合に含めないものとする。

二 連結の範囲に含めることにより当該株式会社の利害関係人の判断を著しく誤らせるおそれがあると認められる子会社。

三 前項の規定により連結の範囲に含めるべき子会社のうち、その資産、売上高(役務収益を含む)があると認められるべき子会社。

む。(以下同じ。)等からみて、連結の範囲から除いてもその企業集団の財産及び損益の状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性の乏しいものは、連結の範囲から除くことができる。

(事業年度に係る期間の異なる子会社)

第六十四条 株式会社の事業年度の末日と異なる日をその事業年度の末日とする連結子会社は、当該株式会社の事業年度の末日において、連結計算書類の作成の基礎となる計算書類を作成するためには、連結子会社の事業年度の末日と当該株式会社の事業年度の末日の差異が三箇月を超えない場合において、当該連結子会社の事業年度に係る計算書類を基礎として連結計算書類を作成するときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により連結計算書類を作成する場合には、連結子会社の事業年度の末日と当該株式会社の事業年度の末日と当該株式会社の事業年度の末日が異なることから生ずる連結会社相互間の取引に係る会計記録の重要な不一致について、調整をしなければならない。

(連結貸借対照表)

第六十五条 連結貸借対照表は、株式会社の連結会計年度に対応する期間に係る連結会社の貸借対照表(連結子会社が前条第一項本文の規定による決算を行う場合における当該連結子会社の貸借対照表)の資産、負債及び純資産の金額を基礎として作成しなければならない。この場合においては、連結子会社の貸借対照表に計上された資産、負債及び純資産の金額を連結貸借対照表(連結損益計算書)の資産、負債及び純資産の金額を基礎として作成しなければならない。この場合においては、連結子会社の貸借対照表に計上された資産、負債及び純資産の金額を連結貸借対照表の適切な項目に計上することができる。

(連結損益計算書)

第六十六条 連結損益計算書は、株式会社の連結会計年度に対応する期間に係る連結会社の損益計算書(連結子会社が第六十四条第一項本文の規定による決算を行う場合における当該連結子会社の損益計算書に計上された収益若しくは費用又は利益若しくは損失の金額を基礎として作成しなければならない。この場合においては、連結会社の損益計算書に計上された収益若しくは費用又は利益若しくは損失の金額を連結損益計算書の適切な項目に計上することができる。

(連結の範囲)

第六十七条 連結株主資本等変動計算書は、株式会社の連結会計年度に対応する期間に係る連結

会社の株主資本等変動計算書(連結子会社が第644条第一項本文の規定による決算を行なう場合における当該連結子会社の株主資本等変動計算書については、当該決算に係る株主資本等変動計算書)の株主資本その他の会社等の純資産をいう。以下この条において同じ。)を基礎として作成しなければならない。

この場合においては、連結会社の株主資本等変動計算書に表示された株主資本等に係る額を連結株主資本等変動計算書の適切な項目に計上することができる。

(連結子会社の資産及び負債の評価等)

第六十八条 連結計算書類の作成に当たっては、連結子会社の資産及び負債の評価並びに株式会社の連結子会社に対する投資とこれに対応する投資との相殺消去をしてさる連結会社相互間の項目の相殺消去をしなければならない。

(持分法の適用)

第六十九条 非連結子会社及び関連会社に対する投資については、持分法により計算する価額をもつて連結貸借対照表に計上しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する非連結子会社及び関連会社に対する投資については、持分法を適用しないものとする。

一 財務及び事業の方針の決定に対する影響が一時的であると認められる関連会社

二 持分法を適用することにより株式会社の利害関係人の判断を著しく誤らせるおそれがあると認められる非連結子会社及び関連会社

三 純資産

2 前項の規定により持分法を適用すべき非連結子会社及び関連会社のうち、その損益等からみて、持分法の適用の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないものは、持分法の適用の対象から除くことができる。

(第四節 持分会社の計算書類)

(通則)

第七十条 貸借対照表等(貸借対照表及び連結貸借対照表をいう。以下この編において同じ。)については、この章に定めるところによる。

(貸借対照表等の区分)

第七十二条 貸借対照表等(貸借対照表及び連結貸借対照表をいう。以下この編において同じ。)については、この章に定めるところによる。

第七十三条 貸借対照表等は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。

1 資産

2 負債

3 純資産

2 資産の部又は負債の部の各項目は、当該項目に係る資産又は負債を示す適當な名称を付さなければならぬ。

3 連結会社が二以上の異なる種類の事業を営んでいる場合には、連結貸借対照表の資産の部及び負債の部は、その営む事業の種類ごとに区分することができる。

(資産の部の区分)

第七十四条 資産の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、各項目(第二号に掲げる項目を除く。)は、適當な項目に細分しなければならない。

1 流動資産

2 固定資産

3 繰延資産

書又は個別注記表の全部又は一部をこの編の規定に従い作成するものと定めた場合におけるこの編の規定に従い作成される損益計算書、社員資本等変動計算書及び個別注記表。

各事業年度に係る計算書類の作成に係る期間は、当該事業年度の前事業年度の末日の翌日(当該事業年度の前事業年度がない場合は、成立の日)から当該事業年度の末日までの期間とする。この場合において、当該期間は、一年(事業年度の末日を変更する場合における変更後の最初の事業年度については、一年六箇月)を超えることができない。

2 法第六百一十七条第二項の規定により作成すべき各事業年度に係る計算書類は、当該事業年度に係る計算書類は、当該事業年度に係る会計帳簿に基づき作成しなければならない。

3 法第六百一十七条第二項の規定により作成すべき各事業年度に係る計算書類は、当該事業年度に係る計算書類は、当該事業年度に係る会計帳簿に基づき作成しなければならない。

(第二章 貸借対照表等)

第七十条 法第六百一十七条第一項の規定により作成すべき貸借対照表は、持分会社の成立の日ににおける会計帳簿に基づき作成しなければならない。

(各事業年度に係る計算書類)

第七十一条 法第六百一十七条第二項に規定する法務省令で定めるものは、次の各号に掲げる持分会社の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

1 合名会社及び合資会社 当該合名会社及び合資会社が損益計算書、社員資本等変動計算書

2 分しなければならない。この場合において、各

	項目は、適當な項目に細分しなければならない。
一 有形固定資産	次の各号に掲げる資産は、當該各号に定めるものに属するものとする。
二 無形固定資産	次に掲げる資産（当該前渡金に係る債権が破産更生債権等で一年内に弁済を受けることができないことを含む。）の購入のための前渡金又は前払費用であつて、一年内に費用となるべきもの。
三 投資その他の資産	（当該前渡金に係る債権が破産更生債権等で一年内に弁済を受けることができないことを含む。）をいう。
イ 現金及び預金（一年内に期限の到来しない預金を除く。）	（当該前渡金に係る債権が破産更生債権等で一年内に弁済を受けることができないことを含む。）の購入のための前渡金又は前払費用であつて、一年内に費用となるべきもの。
ロ 受取手形（通常の取引（当該会社の事業目的のための営業活動において、経常的に又は短期間に循環して発生する取引をいふ。以下この章において同じ。）に基づいて発生した手形債権（破産更生債権等（破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権をい。以下この号において同じ。）で一年内に弁済を受けることができないことが明らかなものを除く。）をいう。）	（当該前渡金に係る債権が破産更生債権等で一年内に弁済を受けることができないことを含む。）の購入のための前渡金又は前払費用であつて、一年内に費用となるべきもの。
ハ 売掛金（通常の取引に基づいて発生した事業上の未収金（当該未収金に係る債権が破産更生債権等で一年内に弁済を受けることができないことが明らかなものである場合における当該未収金を除く。）をいう。）	（当該前渡金に係る債権が破産更生債権等で一年内に弁済を受けることができないことを含む。）の購入のための前渡金又は前払費用であつて、一年内に費用となるべきもの。
二 所有権移転（ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち第一号ニに掲げるものの他の資産であつて、投資その他の資産に属する資産とすべきもの。）	（当該前渡金に係る債権が破産更生債権等で一年内に弁済を受けることができないことを含む。）の購入のための前渡金又は前払費用であつて、一年内に費用となるべきもの。
ト 土地	（当該会社がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件がイからトまで及びヌに掲げるものである場合に限る。）
チ リース資産（当該会社がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主であつて、事業の用に供するものを建設した場合における支出及び当該建設の目的のために充當した材料をい。）	（当該会社がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主であつて、事業の用に供するものを建設した場合における支出及び当該建設の目的のために充當した材料をい。）
ヌ その他の有形資産であつて、有形固定資産に属する資産とすべきもの。	（当該会社がファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、前号チに掲げるもの以外のもの。）
ミ 次に掲げる資産	（純資産の部の区分）
チ 特許権	第七十五条 負債の部の区分
ハ 借地権（地上権を含む。）	（負債の部の区分）
ロ 商標権	四 連結貸借対照表 連結会計年度の末日の翌日
ヌ 実用新案権	三 臨時計算書類の貸借対照表 臨時決算日の翌日
ト 意匠権	四 連結貸借対照表 連結会計年度の末日の翌日
チ フェンス（入漁権を含む。）	（純資産の部の区分）
ヌ 車両	第七十六条 純資産の部は、次の各号に掲げる貸借対照表等の区分に応じ、当該各号に定める項目に区分しなければならない。
ト 仕掛品及び半成工事	（各項は、適當な項目に細分しなければならない。この場合において、各項目は、適當な項目に細分しなければならない。）
チ ルヌ	（各項は、適當な項目に細分しなければならない。この場合において、各項目は、適當な項目に細分しなければならない。）
ヌ 半製品（副産物及び作業くず）	（各項は、適當な項目に細分しなければならない。この場合において、各項目は、適當な項目に細分しなければならない。）
ト 商品	（各項は、適當な項目に細分しなければならない。この場合において、各項目は、適當な項目に細分しなければならない。）
チ 地、建物その他の不動産を含む。）	（各項は、適當な項目に細分しなければならない。この場合において、各項目は、適當な項目に細分しなければならない。）
ヌ 製品、副産物及び作業くず）	（各項は、適當な項目に細分しなければならない。この場合において、各項目は、適當な項目に細分しなければならない。）
ト 仕掛品及び半成工事	（各項は、適當な項目に細分しなければならない。この場合において、各項目は、適當な項目に細分しなければならない。）

ヲ 消耗品、消耗工具、器具及び備品その他の貯蔵品であつて、相当な価額以上のもの	の貯蔵品であつて、相当な価額以上のもの
ワ 前渡金（商品及び原材料（これらに準ずるもの）を含む。）の購入のための前渡金又は前払費用であつて、一年内に費用となるべきもの。	の貯蔵品であつて、相当な価額以上のもの
ベ 前渡金（商品及び原材料（これらに準ずるもの）を含む。）をいう。	の貯蔵品であつて、相当な価額以上のもの
カ 前払費用であつて、一年内に費用となるべきもの。	の貯蔵品であつて、相当な価額以上のもの
ダ 未収収益	の貯蔵品であつて、一年内に現金化することができる認められるもの。
ヨ 未収料金	の貯蔵品であつて、一年内に現金化することができる認められるもの。
タ 未収料金（たゞ、イからチまでに掲げる資産については、事業の用に供するものに限る。）	の貯蔵品であつて、一年内に現金化することができる認められるもの。
ハ 建物及び暖房、照明、通風等の付属設備	の貯蔵品であつて、一年内に現金化することができる認められるもの。
イ 構築物（ドック、橋、岸壁、さん橋、軌道、貯水池、坑道、煙突その他土地に定着する土木設備又は工作物をいう。）	の貯蔵品であつて、一年内に現金化することができる認められるもの。
ロ ハ 一、起重機等の搬送設備その他の付属設備	の貯蔵品であつて、一年内に現金化することができる認められるもの。
ハ 二、船舶及び水上運搬具	の貯蔵品であつて、一年内に現金化することができる認められるもの。
ハ 本 ハ 一、工具、器具及び備品（耐用年数が一年以上に限る。）	の貯蔵品であつて、一年内に現金化することができる認められるもの。
ト 土地	の貯蔵品であつて、一年内に現金化することができる認められるもの。
チ リース資産（当該会社がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件がイからトまで及びヌに掲げるものである場合に限る。）	の貯蔵品であつて、一年内に現金化することができる認められるもの。
リ 建設仮勘定（イからトまでに掲げる資産で事業の用に供するものを建設した場合における支出及び当該建設の目的のために充當した材料をい。）	の貯蔵品であつて、一年内に現金化することができる認められるもの。
ヌ その他の有形資産であつて、有形固定資産に属する資産とすべきもの。	の貯蔵品であつて、一年内に現金化することができる認められるもの。

リ のれん	リース資産（当該会社がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主であつて、無形固定資産であつて、当該リース物件がイからチまで及びルに掲げるものである場合に限る。）
ヌ リース取引におけるリース物件の借主であつて、無形固定資産であつて、当該リース物件がイからチまで及びルに掲げるものである場合に限る。）	リース取引におけるリース物件の借主であつて、無形固定資産であつて、当該リース物件がイからチまで及びルに掲げるものである場合に限る。）
ト その他の無形資産であつて、無形固定資産に属する資産とすべきもの。	その他の無形資産であつて、無形固定資産に属する資産とすべきもの。
チ 未払費用（連結貸借対照表にあつて当する株式を除く。以下同じ。）その他流動資産に属しない有価証券	未払費用（連結貸借対照表にあつて当する株式を除く。以下同じ。）その他流動資産に属しない有価証券
ハ 前受金（受注工事、受注品等に対する前払費用をい。）	前受金（受注工事、受注品等に対する前払費用をい。）
ロ 未払金（資産に係る引当金及び一年内に前渡金を除く。）	未払金（資産に係る引当金及び一年内に前渡金を除く。）
イ 支払手形（通常の取引に基づいて発生した手形債務をい。）	支払手形（通常の取引に基づいて発生した手形債務をい。）
カ 流動負債	流動負債
ダ 前渡金（通常の取引に基づいて発生した手形債務をい。）	前渡金（通常の取引に基づいて発生した手形債務をい。）
ヨ 未払費用	未払費用
タ 前受金（受注工事、受注品等に対する前払費用をい。）	前受金（受注工事、受注品等に対する前払費用をい。）
ハ 前受料金	前受料金
ロ 長期貸付金	長期貸付金
イ 未払年金費用（連結貸借対照表にあつては、退職給付に係る資産）	未払年金費用（連結貸借対照表にあつては、退職給付に係る資産）
ヌ 前受税金	前受税金
ト 繰延税金資産	繰延税金資産
ハ 所有権移転外ファイナンス・リース取引におけるリース投資資産のうち第一号ホに掲げるもの以外のもの	所有権移転外ファイナンス・リース取引におけるリース投資資産のうち第一号ホに掲げるもの以外のもの
チ その他の資産であつて、投資その他の資産に属する資産とすべきもの	その他の資産であつて、投資その他の資産に属する資産とすべきもの
ト 所有権移転外ファイナンス・リース取引におけるリース投資資産のうち第一号ホに掲げるもの以外のもの	所有権移転外ファイナンス・リース取引におけるリース投資資産のうち第一号ホに掲げるもの以外のもの
ハ ホ 一、所持するリース債務のうち第一号ニに掲げるもの以外のもの	所持するリース債務のうち第一号ニに掲げるもの以外のもの
二、船舶及び水上運搬具	船舶及び水上運搬具
ハ 本 鉄道車両、自動車その他の陸上運搬工具	鉄道車両、自動車その他の陸上運搬工具
ト 土地	土地
チ リース取引におけるリース物件の借主であつて、事業の用に供するものを建設した場合における支出及び当該建設の目的のために充當した材料をい。）	リース取引におけるリース物件の借主であつて、事業の用に供するものを建設した場合における支出及び当該建設の目的のために充當した材料をい。）
リ その他の資産であつて、投資その他の資産に属する資産とすべきもの	その他の資産であつて、投資その他の資産に属する資産とすべきもの
ヌ 固定資産、無形固定資産又は繰延資産に属しないもの	固定資産、無形固定資産又は繰延資産に属しないもの
ト 繰延資産として計上することが適當であると認められるもの	繰延資産として計上することが適當であると認められるもの
ハ ホ 一、前項に規定する「一年内」とは、次の各号に掲げる貸借対照表等の区分に応じ、当該各号に定める日から起算して一年以内の日をいう（以下この編において同じ。）。	前項に規定する「一年内」とは、次の各号に掲げる貸借対照表等の区分に応じ、当該各号に定める日から起算して一年以内の日をいう（以下この編において同じ。）。
二、成立の日における貸借対照表	成立の日における貸借対照表
一、事業年度に係る貸借対照表	事業年度に係る貸借対照表
二、一日の翌日	一日の翌日
三、臨時計算書類の貸借対照表	臨時計算書類の貸借対照表
四、連結貸借対照表	連結貸借対照表
五、事業年度の末日の翌日	事業年度の末日の翌日

二 固定負債	次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。
一 手形債務	手形債務をい。）
二 買掛金（通常の取引に基づいて発生した手形債務をい。）	買掛金（通常の取引に基づいて発生した手形債務をい。）
三 使用されないと認められる未払費用	未払費用（通常の取引に関連して発生する未払金又は預り金で一般的な取引慣行として発生後短期間に支払われるもの）
四 前受費用	前受費用
五 リース債務	リース債務のうち、一年内に履行されると認められるもの
六 手形債務	手形債務のうち、一年内に期限が到来するもの
七 長期貸付金	長期貸付金
八 前受料金	前受料金
九 長期借入金	長期借入金
十 繰延税金負債	繰延税金負債
十一 引当金（資産に係る引当金、前号ニに掲げる引当金及びニに掲げる退職給付引当金を除く。）	引当金（資産に係る引当金、前号ニに掲げる引当金及びニに掲げる退職給付引当金を除く。）
十二 退職給付引当金（連結貸借対照表にあっては、退職給付に係る負債）	退職給付引当金（連結貸借対照表にあっては、退職給付に係る負債）
十三 長期借入金	長期借入金
十四 引当金（資産に係る引当金、前号ニに掲げる引当金及びニに掲げる退職給付引当金を除く。）	引当金（資産に係る引当金、前号ニに掲げる引当金及びニに掲げる退職給付引当金を除く。）
十五 繰延税金負債	繰延税金負債
十六 リース債務	リース債務のうち、前号チに掲げるもの以外のもの
十七 資産除去債務	資産除去債務のうち、前号チに掲げるもの以外のもの
十八 その他の負債	その他の負債であつて、流動負債に属しないもの
十九 株主資本	株主資本

一	株式会社の連結貸借対照表	次に掲げる項目	二	株主資本	評価・換算差額等
二	新株予約権	ハ 株式引受権			
三	土地再評価差額金	イ 株主資本			
四	為替換算調整勘定	ロ 次に掲げるいずれかの項目			
五	退職給付に係る調整累計額	(1) 評価・換算差額等			
六	新株予約権	(2) その他の包括利益累計額			
七	評価・換算差額等	株式引受権			
八	新株予約権	株式主権分			
九	新株予約権	新株予約権			
一	三 持分会社の貸借対照表	次に掲げる項目	二	三 持分会社の貸借対照表	次に掲げる項目
二	イ 社員資本	イ 社員資本			
三	ロ 評価・換算差額等	ロ 評価・換算差額等			
四	四 新株予約権	四 新株予約権			
五	五 株主資本に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、第五号に掲げる項目は、控除項目とする。	五 株主資本に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、第一資本金に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。			
六	六 自己株式申込証拠金	六 自己株式申込証拠金			
七	七 社員資本に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。	七 社員資本に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。			
八	八 二 新株予約権	八 二 新株予約権			
九	九 三 資本準備金	九 三 資本準備金			
一	一 二 出資金申込証拠金	一 二 出資金申込証拠金			
二	二 三 資本剩余金	二 三 資本剩余金			
三	三 四 利益剰余金	三 四 利益剰余金			
四	四 五 株式会社の貸借対照表の資本剰余金に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。	四 五 株式会社の貸借対照表の資本剰余金に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。			
五	五 六 利益剰余金	五 六 利益剰余金			
六	六 七 その他資本剰余金	六 七 その他資本剰余金			
七	七 二 その他利益剰余金	七 二 その他利益剰余金			
八	八 三 第四項第二号及び前項第一号に掲げる項目は、適当な名称を付した項目に細分しなければならない。	八 三 第四項第二号及び前項第一号に掲げる項目は、適当な名称を付した項目に細分しなければならない。			
九	九 一 利益準備金	九 一 利益準備金			
一	一 二 その他利益剰余金	一 二 その他利益剰余金			
二	二 三 第四項第二号及び前項第一号に掲げる項目は、適当な名称を付した項目に細分しなければならない。	二 三 第四項第二号及び前項第一号に掲げる項目は、適当な名称を付した項目に細分しなければならない。			
三	三 四 評価・換算差額等又はその他の包括利益累計額に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。	三 四 評価・換算差額等又はその他の包括利益累計額に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。			
四	四 五 形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産又は繰延資産の区分に応じ、これらの資産に対できる。	四 五 形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産又は繰延資産の区分に応じ、これらの資産に対できる。			
五	五 六 特別損失	五 六 特別損失			
六	六 七 第七十九条 各資産に係る引当金は、次項の規定による場合のほか、当該各資産の項目に対する控除項目として、貸倒引当金その他の当該引当金の設定目的を示す名称を付した項目をもつて表示しなければならない。ただし、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産又は繰延資産の区分に応じ、これらの資産に対できる。	六 七 第七十九条 各資産に係る引当金は、次項の規定による場合のほか、当該各資産の項目に対する控除項目として、貸倒引当金その他の当該引当金の設定目的を示す名称を付した項目をもつて表示しなければならない。ただし、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産又は繰延資産の区分に応じ、これらの資産に対できる。			
七	七 第八十一条 各無形固定資産に対する減価償却累計額及び減損損失累計額は、当該各無形固定資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各無形固定資産の金額として表示しなければならない。	七 第八十一条 各無形固定資産に対する減価償却累計額及び減損損失累計額は、当該各無形固定資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各無形固定資産の金額として表示しなければならない。			
八	八 第八十二条 関係会社の株式又は出資金は、関係会社株式又は関係会社出資金の項目をもつて別に表示しなければならない。	八 第八十二条 関係会社の株式又は出資金は、関係会社株式又は関係会社出資金の項目をもつて別に表示しなければならない。			

ただし、第四号及び第五号に掲げる項目は、連結貸借対照表に限る。

（有形固定資産に対する減価償却累計額の表示）
（第七十九条 各有形固定資産に対する減価償却累計額は、次項の規定による場合のほか、当該各有形固定資産の項目に対する控除項目として、減価償却累計額の項目をもつて表示しなければならない。ただし、これらの有形固定資産に対する控除項目として一括して表示することを妨げない。

（第五十一条 前項の規定は、連結貸借対照表及び持分会社の貸借対照表については、適用しない。
（繰延税金資産等の表示）
（第八十三条 繰延税金資産の金額及び繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として投資その他の資産又は固定負債に表示しなければならない。
（連続貸借対照表に係る前項の規定の適用については、同項中「その差額」とあるのは、「異なる納税主体に係るもの」を除き、その差額」とする。）

（繰延資産の表示）
（第八十四条 各繰延資産に対する償却累計額は、当該各繰延資産の金額から直接控除し、その控除残高を各繰延資産の金額として表示しなければならない。
（連続貸借対照表ののれん）
（第八十五条 連結貸借対照表に表示するのれんには、連結子会社に係る投資の金額がこれに対応する連結子会社の資本の金額と異なる場合に生ずるのれんを含むものとする。
（新株予約権の表示）
（第八十六条 自己新株予約権の額は、新株予約権の金額から直接控除し、その控除残高を新株予約権の金額として表示しなければならない。ただし、自己新株予約権を控除項目として表示することを妨げない。
（第三章 損益計算書等）
（第八十七条 損益計算書等（損益計算書及び連結損益計算書等）の区分）
（第八十八条 損益計算書等は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。この場合において、各項目について細分することが適当な場合には、適當な項目に細分することができます。
（通則）
（第八十九条 損益計算書等（損益計算書及び連結損益計算書等）の区分）
（第九十条 損益計算書等は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。この場合において、各項目について細分することが適当な場合には、適當な項目に細分することができます。
（無形固定資産の表示）
（第八十一条 各無形固定資産に対する減価償却累計額及び減損損失累計額は、当該各無形固定資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各無形固定資産の金額として表示しなければならない。
（関係会社株式等の表示）
（第八十二条 関係会社の株式又は出資金は、関係会社株式又は関係会社出資金の項目をもつて別に表示しなければならない。
（第八十三条 繰延税金資産の金額及び繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として投資その他の資産又は固定負債に表示しなければならない。
（連続貸借対照表に係る前項の規定の適用については、同項中「その差額」とあるのは、「異なる納税主体に係るもの」を除き、その差額」とする。）

5 評価・換算差額等又はその他の包括利益累計額に係る項目は、次に掲げる項目その他適当な名称を付した項目に細分することができる。
一 その他有価証券評価差額金
二 繰延ヘッジ損益
三 土地再評価差額金
四 為替換算調整勘定
五 退職給付に係る調整累計額
六 新株予約権に係る項目は、自己新株予約権に係る項目を控除項目として区分することができ

7 資本金、資本剰余金、利益剰余金及び自己株式に係る項目は、それぞれ次に掲げるものについて明らかにしなければならない。この場合において、第二号に掲げるものは、各変動事由ごとに当期変動額及び変動事由を明らかにしなければならない。
一 当期首残高（遡及適用、誤謬の訂正又は当該事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定をした場合については、当期首残高及びこれに対する影響額。次項において同じ。）
二 当期変動額
三 当期末残高
四 評価・換算差額等又はその他の包括利益累計額、株式引受権、新株予約権及び非支配株主持分に係る項目は、それぞれ次に掲げるものについて明らかにしなければならない。この場合において、第二号に掲げるものについては、その主要なものを変動事由とともに明らかにすることを妨げない。
一 当期首残高
二 当期末残高
三 当期末残高
四 当期変動額
五 第三項第二号ホの自己株式の合計額
六 イ 当該株式会社が保有する当該株式会社の株式の帳簿価額
七 ロ 連結子会社並びに持分法を適用する非連結子会社及び関連会社が保有する当該株式会社の株式の帳簿価額のうち、当該株式会社のこれからの会社に対する持分に相当する額
八 第五項第四号の為替換算調整勘定 外国にある子会社又は関連会社の資産及び負債の換算による額

9 一 第三項第二号ホの自己株式の合計額
二 二 当期末残高
三 三 連結株主資本等変動計算書についての次の各号に掲げるるものに計上すべきものは、当該各号に定めるものとする。
四 イ 当該株式会社が保有する当該株式会社の株式の帳簿価額
五 ロ 連結子会社並びに持分法を適用する非連結子会社及び関連会社が保有する当該株式会社の株式の帳簿価額のうち、当該株式会社のこれからの会社に対する持分に相当する額
六 第五項第四号の為替換算調整勘定 外国にある子会社又は関連会社の資産及び負債の換算による額

7 一 第九十九条 注記表（個別注記表及び連結注記表をいう。以下この編において同じ。）については、この章の定めるところによる。（注記表の区分）
八 第九十八条 注記表は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。
一 繼続企業の前提に関する注記
二 重要な会計方針に関する事項（連結注記表にあつては、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及び連結の範囲又は持分法の適用の範囲の変更）に関する注記
三 会計方針の変更に関する注記
四 表示方法の変更に関する注記
五 会計上の見積りの変更に関する注記
六 誤謬の訂正に関する注記
七 貸借対照表等に関する注記
八 損益計算書に関する注記
九 株主資本等変動計算書（連結注記表にあっては、連結株主資本等変動計算書）に関する注記
十 税効果会計に関する注記
十一 リースにより使用する固定資産に関する注記
十二 金融商品に関する注記
十三 貨貸等不動産に関する注記
十四 持分法損益等に関する注記
十五 関連当事者との取引に関する注記
十六 一株当たり情報に関する注記
十七 重要な後発事象に関する注記
十八 連結配当規制適用会社に関する注記
十九 その他の注記

二 次の各号に掲げる注記表には、当該各号に定める項目を表示することを要しない。

一 会計監査人設置会社以外の株式会社（公開会社を除く。）の個別注記表 前項第一号、

二 引当金の計上基準

三 (1) 開示対象特別目的会社の概要

四 収益及び費用の計上基準

五 その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

六 会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、前項第四号に掲げる事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

七 一 当該会社の主要な事業における顧客との契約に基づく主要な義務の内容

二 前号に規定する義務に係る収益を認識する通常の時点

三 前二号に掲げるもののほか、当該会社が重要な会計方針に含まれると判断したものに掲げる項目

四 連結注記表 前項第八号、第十号、第十一号、第十四号、第五号及び第十八号に掲げる項目

五 第一百条 繼続企業の前提に関する注記は、事業年度の末日において、当該株式会社が将来にわたって事業を継続するとの前提（以下この条において「継続企業の前提」という。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなつた場合を除く。）における当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

二 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

三 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

四 当該重要な不確実性の影響を計算書類（連結注記表にあつては、連結計算書類）に反映しているか否かの別

五 (1) 主要な非連結子会社の名称

六 (2) 非連結子会社がある場合には、次に掲げる事項

七 ロ 非連結子会社を連結の範囲から除いた理由

八 株式会社が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等を子会社としたかったときは、当該会社等の名称及び子会社としなかつた理由

九 二 第六十三条第一項ただし書の規定により連結の範囲から除かれた子会社の財産又は損益に関する事項であつて、当該企業集団の財産及び損益の状態の判断に影響を与えると認められる重要なものがあるときは、その内容

一 本開示対象特別目的会社（会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）第四条に規定する特別目的会社（同条の規定により当該特別目的会社に資産を譲渡した会社の子会社に該当しないものと推定されるものに限る。）をいう。以下この号及び第一百十条において同じ。）がある場合には、次に掲げる事項その他の重要な事項

二 資産の評価基準及び評価方法

三 固定資産の減価償却の方法

		(2) 開示対象特別目的会社との取引の概要 及び取引金額
		二 持分法の適用に関する次に掲げる事項 イ 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数及びこれらのうち主要な会社等の名称 ロ 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社があるときは、次に掲げる事項
(1) 当該非連結子会社又は関連会社のうち主要な会社等の名称		(1) 当該非連結子会社又は関連会社のうち主要な会社等の名称
(2) 当該非連結子会社又は関連会社に持法を適用しない理由		(2) 当該非連結子会社又は関連会社に持法を適用しない理由
ハ 当該株式会社が議決権の百分の二十以上、百分の五十以下を自己の計算において所有している会社等を関連会社としなかつたときは、当該会社等の名称及び関連会社としなかつた理由		ハ 当該会社が議決権の百分の二十以上、百分の五十以下を自己の計算において所有している会社等を関連会社としなかつたときは、当該会社等の名称及び関連会社としなかつた理由
ニ 持分法の適用の手続について特に示す必要があると認められる事項がある場合に		ニ 持分法の適用の手続について特に示す必要があると認められる事項がある場合に
三 会計方針に関する次に掲げる事項 イ 重要な資産の評価基準及び評価方法 ロ 重要な減価償却資産の減価償却の方法 ハ 重要な引当金の計上基準		三 会計方針に関する次に掲げる事項 イ 重要な資産の評価基準及び評価方法 ロ 重要な減価償却資産の減価償却の方法 ハ その他連結計算書類の作成のための重要な事項
四 連結の範囲又は持分法の適用の範囲の変更に関する注記		四 連結の範囲又は持分法の適用の範囲の変更に関する注記
第五百二十二条の一 会計方針の変更に関する注記は、一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般のものである場合を除く。におけるその旨及び当該変更の理由とする。		第五百二十二条の一 会計方針の変更に関する注記は、一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般のものである場合を除く。におけるその旨及び当該変更の理由とする。

		は、次に掲げる事項（当該会計方針の変更を行ったときには、当該会計方針の変更と区別することが困難なときは、ロに掲げる事項を除く。）
		イ 計算書類又は連結計算書類の主な項目に対する影響額
		ロ 持分法を適用しない場合における主要な会社等の数及びこれらのうち主要な会社等の名称
		ハ 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた場合における主要な会社等の名称
一 関連会社等の名称		ハ 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた場合における主要な会社等の名称
二 持分法を適用しない場合における主要な会社等の名称		ハ 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた場合における主要な会社等の名称
三 遅延適用をした場合には、当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額		ハ 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた場合における主要な会社等の名称
四 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた場合における主要な会社等の名称		ハ 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた場合における主要な会社等の名称

		は、次に掲げる事項（当該会計方針の変更を行ったときには、当該会計方針の変更と区別することが困難なときは、ロに掲げる事項を除く。）
		イ 計算書類又は連結計算書類の主な項目に対する影響額
		ロ 持分法を適用しない場合における主要な会社等の数及びこれらのうち主要な会社等の名称
		ハ 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた場合における主要な会社等の名称
一 関連会社等の名称		ハ 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた場合における主要な会社等の名称
二 持分法を適用しない場合における主要な会社等の名称		ハ 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた場合における主要な会社等の名称
三 遅延適用をした場合には、当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額		ハ 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた場合における主要な会社等の名称
四 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた場合における主要な会社等の名称		ハ 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた場合における主要な会社等の名称

		は、次に掲げる事項（当該会計方針の変更を行ったときには、当該会計方針の変更と区別することが困難なときは、ロに掲げる事項を除く。）
		イ 計算書類又は連結計算書類の主な項目に対する影響額
		ロ 持分法を適用しない場合における主要な会社等の数及びこれらのうち主要な会社等の名称
		ハ 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた場合における主要な会社等の名称
一 関連会社等の名称		ハ 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた場合における主要な会社等の名称
二 持分法を適用しない場合における主要な会社等の名称		ハ 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた場合における主要な会社等の名称
三 遅延適用をした場合には、当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額		ハ 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた場合における主要な会社等の名称
四 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた場合における主要な会社等の名称		ハ 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた場合における主要な会社等の名称

四 当該事業年度の末日における株式引受権に係る当該株式会社の株式の数（種類株式発行会社にあっては、種類及び種類ごとの数）	五 当該事業年度の末日における当該株式会社が発行している新株予約権（法第二百三十六条第一項第四号の期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる当該株式会社の株式の数（種類株式発行会社にあっては、種類及び種類ごとの数）
（連結株主資本等変動計算書に関する注記）	（連結株主資本等変動計算書に関する注記）
第六条 連結株主資本等変動計算書に関する注記は、次に掲げる事項とする。	第六条 連結株主資本等変動計算書に関する注記は、次に掲げる事項とする。
一 当該連結会計年度の末日における当該株式会社の発行済株式の総数（種類株式発行会社にあっては、種類ごとの発行済株式の総数）	一 当該連結会計年度の末日における当該株式会社の発行済株式の総数（種類株式発行会社にあっては、種類ごとの発行済株式の総数）
二 当該連結会計年度中に行つた剰余金の配当（当該連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当のうち、剰余金の配当を受ける者を定めることによるもの）	二 当該連結会計年度中に行つた剰余金の配当（当該連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当のうち、剰余金の配当を受ける者を定めることによるもの）
三 当該連結会計年度の末日における株式引受権に係る当該株式会社の株式の数（種類株式発行会社にあっては、種類及び種類ごとの数）	三 当該連結会計年度の末日における株式引受権に係る当該株式会社の株式の数（種類株式発行会社にあっては、種類及び種類ごとの数）
四 当該連結会計年度の末日における当該株式会社にあっては、種類ごとの発行済株式の総数（種類株式発行会社にあっては、種類ごとの発行済株式の総数）	四 当該連結会計年度の末日における当該株式会社にあっては、種類ごとの発行済株式の総数（種類株式発行会社にあっては、種類ごとの発行済株式の総数）

一 当該事業年度の末日における未経過リース料相当額	一 当該事業年度の末日における未経過リース料相当額
二 当該事業年度の末日における減価償却累計額相当額	二 当該事業年度の末日における減価償却累計額相当額
三 当該事業年度の末日における未経過リース料相当額	三 当該事業年度の末日における未経過リース料相当額
四 前三号に掲げるもののほか、当該リース物件に係る重要な事項（金融商品に関する注記）	四 前三号に掲げるもののほか、当該リース物件に係る重要な事項（金融商品に関する注記）
第五条 金融商品に関する注記は、次に掲げるもの（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、法第四百四十四条第三項に規定する株式会社以外の株式会社にあっては、第三号に掲げる事項を省略することができる。	第五条 金融商品に関する注記は、次に掲げるもの（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、法第四百四十四条第三項に規定する株式会社以外の株式会社にあっては、第三号に掲げる事項を省略することができる。
一 金融商品の状況に関する事項	一 金融商品の状況に関する事項
二 金融商品の時価等に関する事項	二 金融商品の時価等に関する事項
三 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項	三 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

第六条 連結注記表を作成する株式会社は、個別注記表における前項の注記を要しない。（賃貸等不動産に関する注記）	第六条 連結注記表を作成する株式会社は、個別注記表における前項の注記を要しない。（賃貸等不動産に関する注記）
一 賃貸等不動産の状況に関する事項	一 賃貸等不動産の状況に関する事項
二 賃貸等不動産の時価に関する事項	二 賃貸等不動産の時価に関する事項
三 連結注記表を作成する株式会社は、個別注記表における前項の注記を要しない。（賃貸等不動産に関する注記）	三 連結注記表を作成する株式会社は、個別注記表における前項の注記を要しない。（賃貸等不動産に関する注記）
四 当該株式会社の親会社の子会社（当該親会社が会社でない場合にあっては、当該親会社の子会社に相当するものを含む。）	四 当該株式会社の親会社の子会社（当該親会社が会社でない場合にあっては、当該親会社の子会社に相当するものを含む。）
五 当該株式会社の関連会社及び当該関連会社の子会社（当該関連会社が会社でない場合にあっては、子会社に相当するものを含む。）	五 当該株式会社の関連会社及び当該関連会社の子会社（当該関連会社が会社でない場合にあっては、子会社に相当するものを含む。）
六 当該株式会社の主要な親会社（自己又は他人の名義をもつて当該株式会社の総株主の議決権の総数の百分の十以上の議決権（次に掲げる株式に係る議決権を除く。）を保有している株主をいう。）及びその近親者（二親等内の親族をいう。以下この条において同じ。）	六 当該株式会社の主要な親会社（自己又は他人の名義をもつて当該株式会社の総株主の議決権の総数の百分の十以上の議決権（次に掲げる株式に係る議決権を除く。）を保有している株主をいう。）及びその近親者（二親等内の親族をいう。以下この条において同じ。）

第七条 税効果会計に関する注記は、次に掲げる（税効果会計に関する注記）	第七条 税効果会計に関する注記は、次に掲げる（税効果会計に関する注記）
一 繰延税金資産（その算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。）	一 繰延税金資産（その算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。）
（リースにより使用する固定資産に関する注記）	（リースにより使用する固定資産に関する注記）
第一百八条 リースにより使用する固定資産に関する注記は、ファイナンス・リース取引の借主である場合に、関連会社に対する投	第一百八条 リースにより使用する固定資産に関する注記は、ファイナンス・リース取引の借主である場合に、関連会社に対する投
資の金額並びに当該投資に対し持分法を適用した場合の投資の金額及び投資利益又は投資損失の金額	資の金額並びに当該投資に対し持分法を適用した場合の投資の金額及び投資利益又は投資損失の金額

七 当該株式会社の役員及びその近親者	八 当該株式会社の親会社の役員又はこれらに準ずる者及びその近親者
九 前三号に掲げる者が他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有している場合における当該会社等及び当該会社等の子会社（当該会社等が会社でない場合にあっては、子会社に相当するもの）	十 従業員のための企業年金（当該株式会社と重要な取引（掛金の拠出を除く。）を行う場合に限る。）
（株当たり情報に関する注記）	（株当たり情報に関する注記）
第一百一十三条 一株当たり情報に関する注記は、次に掲げる事項とする。	第一百一十三条 一株当たり情報に関する注記は、次に掲げる事項とする。
一 一株当たりの純資産額	二 一株当たりの当期純利益又は当期純損失金額（連結計算書類においては、一株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失金額）
三 株式会社が当該事業年度（連結計算書類においては、当該連結会計年度。以下この号において同じ。）又は当該事業年度の末日後において株式の併合において、当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して前二号に掲げる額を算定したときは、その旨	（重要な後発事象に関する注記）
（別記事業を営む会社の計算関係書類についての特例）	（収益認識に関する注記）

第一百一十四条 個別注記表における重要な後発事象に関する注記は、当該株式会社の事業年度の末日後、当該株式会社の翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合に於ける当該事象とする。ただし、当該株式会社並びに持分法が適用される非連結子会社及び関連会社の翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象とする。ただし、当該株式会社の事業年度の末日と異なる日のその事業年度の末日日とする子会社及び関連会社については、当該子会社及び関連会社の事業年度の末日後後に発生した場合における当該事象とする。（連結配当規制適用会社に関する注記）	第一百一十五条 第二項の規定により準備金等の顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、法第四百四十四条第三項に規定する株式会社以外の株式会社においては、第一号及び第三号に掲げる事項を省略することができる。
（収益認識に関する注記）	（別記事業を営む会社の計算関係書類についての特例）
二 引当金の明細	二 引当金の明細
三 販売費及び一般管理費の明細	三 販売費及び一般管理費の明細
四 第百十二条第一項のただし書の規定により省略した事項があるときは、当該事項	四 第百十二条第一項のただし書の規定により省略した事項があるときは、当該事項

（第七章 雜則 （会社法以外の法令の規定による準備金等） （別記事業を営む会社の計算関係書類についての特例）	（別記事業を営む会社の計算関係書類についての特例）
第一百一十九条 法以外の法令の規定により準備金又は引当金の名称をもつて計上しなければならない準備金又は引当金である場合に於いて「準備金等」という。は、固定負債の次に別の区分を設けて表示しなければならない。この場合において、当該準備金等については、当該準備金等の設定目的を示す名称を付した項目をもつて表示しなければならない。	第一百一十九条 法以外の法令の規定により準備金又は引当金の名称をもつて計上しなければならない準備金又は引当金がある場合には、次に掲げる事項（第二号の区別をすることが困難である場合に於いては、第一号に掲げる事項）を注記表に表示しなければならない。
第一百一十八条 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）別記に掲げる事業（以下この条において「別記事業」という。）を営む会社（企業集団を含む。以下この条において同じ。）が当該別記の省令に準じて計算書類準則（以下この条において「準則」という。）を制定した場合には、当該別記事業を営む会社が作成すべき計算関係書類の用語、様式及び作成方法について、特に法令の定めがある場合又は当該別記事業の所管官庁がこの省令から前章までの規定にかかわらず、その法令又は準則の定めによる。ただし、その法令又は準則に定めのない事項については、この限りでない。	第一百一十八条 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）別記に掲げる事業（以下この条において「別記事業」という。）を営む会社（企業集団を含む。以下この条において同じ。）が当該別記の省令に準じて計算書類準則（以下この条において「準則」という。）を制定した場合には、当該別記事業を営む会社が作成すべき計算関係書類の用語、様式及び作成方法について、特に法令の定めによる。ただし、その法令又は準則の定めによる。ただし、その法令又は準則に定めのない事項については、この限りでない。
前項に掲げる事項が第一百一条の規定により記すべき他の事項による当該事項の注記を要しない。	前項に掲げる事項が第一百一条の規定により記すべき他の事項による当該事項の注記を要しない。
二 収益を理解するための基礎となる情報	二 収益を理解するための基礎となる情報
三 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の額を理解するための情報	三 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の額を理解するための情報
（前項に掲げる事項が第一百一条の規定により記すべき他の事項による当該事項の注記を要しない。）	（前項に掲げる事項が第一百一条の規定により記すべき他の事項による当該事項の注記を要しない。）
（連結計算書類を作成する株式会社は、個別注記表における第一項（第二号を除く。）の注記を要しない。）	（連結計算書類を作成する株式会社は、個別注記表における第一項（第二号を除く。）の注記を要しない。）
四 個別注記表に注記すべき事項（第一項第二号に掲げる事項に限る。）が連結注記表に注記すべき事項と同一である場合において、個別注記表にその旨を注記するときは、個別注記表における当該事項の注記を要しない。	四 個別注記表に注記すべき事項（第一項第二号に掲げる事項に限る。）が連結注記表に注記すべき事項と同一である場合において、個別注記表にその旨を注記するときは、個別注記表における当該事項の注記を要しない。
（その他の注記）	（その他の注記）
第一百一十六条 その他の注記は、第一百条から前条までに掲げるもののほか貸借対照表等、損益計算書等及び株主資本等変動計算書等により会社（連結注記表にあつては、企業集団）の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項とする。	第一百一十六条 その他の注記は、第一百条から前条までに掲げるもののほか貸借対照表等、損益計算書等及び株主資本等変動計算書等により会社（連結注記表にあつては、企業集団）の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項とする。
（第六章 附屬明細書 （会社法以外の法令の規定による準備金等） （別記事業を営む会社の計算関係書類についての特例）	（第六章 附屬明細書 （会社法以外の法令の規定による準備金等） （別記事業を営む会社の計算関係書類についての特例）
第一百一十七条 各事業年度に係る株式会社の計算書類に係る附属明細書には、次に掲げる事項（公開会社以外の株式会社にあつては、第一号から第三号に掲げる事項）のほか、株式会社の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。	第一百一十七条 各事業年度に係る株式会社の計算書類に係る附属明細書には、次に掲げる事項（公開会社以外の株式会社にあつては、第一号から第三号に掲げる事項）のほか、株式会社の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。
一 有形固定資産及び無形固定資産の明細	一 有形固定資産及び無形固定資産の明細
二 引当金の明細	二 引当金の明細
三 販売費及び一般管理費の明細	三 販売費及び一般管理費の明細
四 第百十二条第一項のただし書の規定により省略した事項があるときは、当該事項	四 第百十二条第一項のただし書の規定により省略した事項があるときは、当該事項

り連結財務諸表の用語、様式及び作成方法について修正国際基準（同条に規定する修正国際基準をいう。以下この条において同じ。）に従うことができるものとされた株式会社の作成すべき連結計算書類は、修正国際基準に従つて作成することができる。

- 前項の規定により作成した連結計算書類には、修正国際基準に従つて作成した連結計算書類である旨を注記しなければならない。
- 前条第一項後段及び第三項の規定は、第一項の場合について準用する。（米国基準で作成する連結計算書類に関する特則）

- 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第三百六十六条又は連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令（平成十四年内閣府令第十一号）附則第三項の規定により、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法について米国預託証券の発行等に関する要請されている用語、様式及び作成方法によることができるものとされた株式会社の作成すべき連結計算書類は、米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法によることができる。
- 前項の規定による連結計算書類には、当該連結計算書類が準拠している用語、様式及び作成方法を注記しなければならない。
- 第二百十一条第一項後段の規定は、第一項の場合について準用する。

第四編 計算関係書類の監査

通則

- 前項に規定する監査には、公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第二条第一項に規定する監査のほか、計算関係書類に表示された情報と計算関係書類に表示すべき情報との合致の程度を確かめ、かつ、その結果を利害関係者に伝達するための手続を含むものとする。
- 第二章 会計監査人設置会社以外の株式会社における監査

（監査役の監査報告の内容）

- 監査役（会計監査人設置会社の監査役を除く。以下この章において同じ。）は、

計算関係書類を受領したときは、次に掲げる事項（監査役会設置会社の監査役の監査報告にあつては、第一号から第四号までに掲げる事項）

- 監査役の監査の方法及びその内容
- 計算関係書類が当該株式会社の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、その意見（当該意見が次のイからハまでに掲げる意見である場合においては、それぞれ当該イからハまでに定める事項）
- 示してあるかについての意見があるときは、その意見（当該意見が次のイからハまでに定める事項）
- 前条第一項後段及び第三項の規定は、第一項の場合について準用する。（米国基準で作成する連結計算書類に関する特則）

（監査報告の通知期限等）

第百二十四条 特定監査役は、次の各号に掲げる監査報告（監査役会設置会社にあつては、前条第一項の規定により作成された監査役会の監査報告に限る。以下この条において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める日までに、特定取締役に対し、当該監査報告の内容を通知しなければならない。

- 各事業年度に係る計算書類及びその附属明細書についての監査報告 次に掲げる日のいずれか遅い日
- 当該計算書類の全部を受領した日から四週間を経過した日
- 当該計算書類の附属明細書を受領した日から一週間を経過した日
- 特定取締役及び特定監査役が合意により定めた日があるときは、その日
- 临时計算書類についての監査報告 次に掲げる日のいずれか遅い日
- 当該临时計算書類の全部を受領した日から四週間を経過した日
- 特定取締役及び特定監査役が合意により定めた日があるときは、その日
- 計算関係書類についての監査報告の内容の通知を受けた日
- 当該監査報告の内容の通知を受けた日から四週間を経過した日
- イ 又はロに掲げる場合以外の場合 監査役

第一項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監査役として定められた監査役

- 二以上の監査役が存する場合において、第一項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監査役として定められた監査役
- 当該監査報告の内容の通知をすべき監査役を定めていないとき 全ての監査役

（監査報告の通知期限等）

ある株式会社を含み、監査役会設置会社及び会計監査人設置会社を除く。）次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める者

- 第一項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監査役を定めたとき 当該通知をすべき監査役として定められた監査役
- 二以上の監査役が存する場合において、第一項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監査役として定められた監査役
- 当該監査報告の内容の通知をすべき監査役を定めていないとき 全ての監査役

（監査報告の通知期限等）

ある株式会社を含み、監査役会設置会社及び会計監査人設置会社を除く。）次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める者

- 第一項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監査役を定めたとき 当該通知をすべき監査役として定められた監査役
- 二以上の監査役が存する場合において、第一項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監査役として定められた監査役
- 当該監査報告の内容の通知をすべき監査役を定めていないとき 全ての監査役

（監査報告の通知期限等）

ある株式会社を含み、監査役会設置会社及び会計監査人設置会社を除く。）次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める者

- 第一項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監査役を定めたとき 当該通知をすべき監査役として定められた監査役
- 二以上の監査役が存する場合において、第一項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監査役として定められた監査役
- 当該監査報告の内容の通知をすべき監査役を定めていないとき 全ての監査役

（監査報告の通知期限等）

ある株式会社を含み、監査役会設置会社及び会計監査人設置会社を除く。）次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める者

- 第一項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監査役を定めたとき 当該通知をすべき監査役として定められた監査役
- 二以上の監査役が存する場合において、第一項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監査役として定められた監査役
- 当該監査報告の内容の通知をすべき監査役を定めていないとき 全ての監査役

（監査報告の通知期限等）

ある株式会社を含み、監査役会設置会社及び会計監査人設置会社を除く。）次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める者

- 第一項の規定による監査報告の内容の通知をるべき監査役を定めたとき 当該通知をるべき監査役として定められた監査役
- 二以上の監査役が存する場合において、第一項の規定による監査報告の内容の通知をるべき監査役として定められた監査役
- 当該監査報告の内容の通知をるべき監査役を定めていないとき 全ての監査役

（監査報告の通知期限等）

ある株式会社を含み、監査役会設置会社及び会計監査人設置会社を除く。）次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める者

- 第一項の規定による監査報告の内容の通知をるべき監査役を定めたとき 当該通知をるべき監査役として定められた監査役
- 二以上の監査役が存する場合において、第一項の規定による監査報告の内容の通知をるべき監査役として定められた監査役
- 当該監査報告の内容の通知をるべき監査役を定めていないとき 全ての監査役

員として定められた場合	当該通知を受ける監査等委員
□ イに掲げる場合以外の場合	監査等委員
のうちいづれかの者	
四 指名委員会等設置会社 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者	監査委員会が第一項の規定による会計監査報告の内容の通知を受ける監査委員を定めた場合
イ 監査委員会が第一項の規定による会計監査報告の内容の通知を受ける監査委員を定めて定められた監査委員	監査委員のうちいづれかの者
ロ イに掲げる場合以外の場合	監査委員のうちいづれかの者
(会計監査人の職務の遂行に関する事項)	

第一百三十一条	会計監査人は、前条第一項の規定による特定監査役に対する会計監査報告の内容の通知に際して、当該会計監査人についての次に掲げる事項（当該事項に係る定めがない場合にあっては、当該事項を定めていない旨）を通じなければならぬ。ただし、全ての監査役（監査等委員会設置会社にあっては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあっては監査委員会）の監査を受けたものとみなす。
二 連続計算書類についての監査報告	会計監査報告を受領した日から一週間を経過した日より定めた日があるときは、その日
三	(特定取締役及び特定監査役の間で合意により定めた日がある場合にあっては、その日)
四 計算関係書類については、特定取締役及び会計監査人が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監査役（監査等委員会設置会社にあっては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあっては監査委員会）の監査を受けたものとする。	
五	過した日

ハ 第百二十四条第三項の規定により監査を受けたものとみなされたときは、その旨の記載又は記録をした書面又は電磁的記録	記載又は記録をした書面又は電磁的記録
イ 計算書類	会計監査人が存しないとき（法第三百四十六条第四項の一時会計監査人の職務を行なうべき者が存する場合を除く。）は、会計監査人が存しない旨の記載又は記録をした書面又は電磁的記録
二 連続計算書類についての監査報告	会計監査報告を受領した日から一週間を経過した日より定めた日がある場合は、その日
三	(特定取締役及び特定監査役の間で合意により定めた日がある場合にあっては、その日)
四 計算書類に係る会計監査報告があるときは、当該会計監査報告は、当該会計監査報告が記載又は記録をした書面又は電磁的記録	会計監査報告を受領した日から一週間を経過した日より定めた日がある場合は、その日
五	過した日

ハ 第百二十四条第三項の規定により監査を受けたものとみなされたときは、その旨の記載又は記録をした書面又は電磁的記録	記載又は記録をした書面又は電磁的記録
イ 計算書類	会計監査人が存しないとき（法第三百四十六条第四項の一時会計監査人の職務を行なうべき者が存する場合を除く。）は、会計監査人が存しない旨の記載又は記録をした書面又は電磁的記録
二 連続計算書類についての監査報告	会計監査報告を受領した日から一週間を経過した日より定めた日がある場合は、その日
三	(特定取締役及び特定監査役の間で合意により定めた日がある場合にあっては、その日)
四 計算書類に係る会計監査報告があるときは、当該会計監査報告が記載又は記録をした書面又は電磁的記録	会計監査報告を受領した日から一週間を経過した日より定めた日がある場合は、その日
五	過した日

監査委員会が、現に株主に対して提供された計算書類が監査報告又は会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類の一部であることから定時株主総会の前日までの間に修正をすべき事情が生じた場合における修正後の事項を株主に周知させる方法を当該招集通知と併せて通知することができる。

(連結計算書類の提供)

第一百三十四条 法第四百四十四条第六項の規定により株主に対して連結計算書類の提供をする場合において、定時株主総会の招集通知を次の各号に掲げる方法により行うときは、連結計算書類は、当該各号に定める方法により提供しなければならない。

一 書面の提供 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法

イ 連結計算書類が書面をもって作成されていいる場合 当該書面を記載した書面の提供

ロ 連結計算書類が電磁的記録をもって作成されている場合 当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の提供

二 電磁的方法による提供 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法

イ 連結計算書類が書面をもつて作成されている場合 当該書面に記載された事項の電磁的方法による提供

ロ 連結計算書類が電磁的記録をもつて作成されている場合 当該電磁的記録に記録された事項の電磁的方法による提供

前項の連結計算書類に係る会計監査報告又は監査報告がある場合において、当該会計監査報告又は監査報告の内容をも株主に対して提供することを始めたときにおける同項の規定の適用については、同項第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロ中「連結計算書類」とあるのは、「連結計算書類(当該連結計算書類に係る会計監査報告又は監査報告を含む。)」とする。

電子提供措置をとる旨の定款の定めがある場合において、第一項の連結計算書類に係る会計監査報告又は監査報告があり、かつ、その内容

4 連結計算書類を提供する際には、当該連結会計年度より前の連結会計年度に係る連結貸借対照表、連結損益計算書又は連結計算書類の提供をする時における過年度事項が会計方針の変更その他の正当な理由により当該連結会計年度より前の連結会計年度に相当する事業年度に係る定時株主総会において報告をしたものと異なるものとなつているときは、修正後の過年度事項を提供することを妨げない。

5 連結計算書類（第二項に規定する場合にあっては、当該連結計算書類に係る会計監査報告又は監査報告を含む。）に表示すべき事項に係る情報を、定時株主総会に係る招集通知を発出する時から定時株主総会の日から三箇月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により株主が提供を受けることができる状態に置く措置（会社法施行規則第二百二十二条第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法によって行われるものに限る。）をとる場合における第一項の規定の適用については、当該事項につき同項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により株主に対してもうひとつのとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。

6 前項の場合には、取締役は、同項の措置をとるために使用する自動公衆送信装置のうち当該措置をとるための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによって当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるものを株主に対して通知しなければならない。

7 第五項の規定により連結計算書類に表示した事項の一部が株主に対して第一項各号に定める方法により提供したものとみなされた場合において、監査役、会計監査人、監査等委員会又は

監査委員会が、現に株主に対して提供された連結計算書類が監査報告又は会計監査報告を作成した際にして監査をした連結計算書類の一部であることを株主に対して通知すべき事情が生じた場合における修正後の事項を株主に周知させる方法を当該招集通知と併せて通知することができる。

8 取締役は、連結計算書類の内容とすべき事項について、定期株主総会の招集通知を発出した日から定期株主総会の前日までの間に修正をすべき事情が生じた場合における修正後の事項を株主に周知させる方法を当該招集通知と併せて通知しなければならない。

二 無形固定資産	二 その他利益剰余金
三 投資その他の資産	5 第三百四十九条 第二号及び前項第一号に掲げる項目は、適切な名称を付した項目に細分することが能够する。
4 公開会社の貸借対照表の要旨における資産の部の各項目は、公開会社の財産の状態を明らかにするため重要な適宜の項目に細分しなければならない。	6 評価・換算差額等に係る項目は、次に掲げる項目その他の適切な名称を付した項目に細分しなければならない。
5 資産の部の各項目は、当該項目に係る資産を示す適切な名称を付さなければならない。(負債の部)	7 第三百五十一条 貸借対照表の要旨には、当期純損益額を付記しなければならない。ただし、法定第四百四十二条の規定により損益計算書の要旨を公告する場合は、この限りでない。
6 利益剰余金に係る項目は、区分しなければならない。	8 第三百五十二条 損益計算書の要旨には、次に掲げる項目に区分しなければならない。
7 その他資本剰余金	9 第三百五十三条 損益計算書の要旨には、次に掲げる項目に区分しなければならない。
8 利益剰余金に係る項目は、区分しなければならない。	10 第三百五十四条 損益計算書の要旨には、次に掲げる項目に区分しなければならない。
9 利益準備金	11 第三百五十五条 損益計算書の要旨には、次に掲げる項目に区分しなければならない。

二 固定負債	二 繰延ヘッジ損益
1 流動負債	三 土地再評価差額金
2 負債に係る引当金がある場合には、当該引当金については、引当金ごとに、他の負債と区分しなければならない。	4 貸借対照表の要旨への付記事項
3 負債の部の各項目は、適切な項目に細分することが能够する。	5 第三百五十六条 貸借対照表の要旨には、当期純損益額を付記しなければならない。ただし、法定第四百四十二条の規定により損益計算書の要旨を公告する場合は、この限りでない。
4 公開会社の貸借対照表の要旨における負債の部の各項目は、公開会社の財産の状態を明らかにするため重要な適宜の項目に細分しなければならない。	6 第三百五十七条 損益計算書の要旨には、次に掲げる項目に区分しなければならない。
5 負債の部の各項目は、当該項目に係る負債を示す適切な名称を付さなければならない。	7 第三百五十八条 損益計算書の要旨には、次に掲げる項目に区分しなければならない。
(純資産の部)	8 第三百五十九条 損益計算書の要旨には、次に掲げる項目に区分しなければならない。
二 評価・換算差額等	9 第三百六十条 損益計算書の要旨には、次に掲げる項目に区分しなければならない。
三 株主資本	10 第三百六一条 損益計算書の要旨には、次に掲げる項目に区分しなければならない。
四 新株予約権	11 第三百六十二条 損益計算書の要旨には、次に掲げる項目に区分しなければならない。
5 株主資本に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、第五号に掲げる項目は、控除項目とする。	12 第三百六十三条 損益計算書の要旨には、次に掲げる項目に区分しなければならない。
6 利益剰余金	13 第三百六十四条 損益計算書の要旨には、次に掲げる項目に区分しなければならない。
7 自己株式	14 第三百六十五条 損益計算書の要旨には、次に掲げる項目に区分しなければならない。
8 資本剩余额	15 第三百六十六条 損益計算書の要旨には、次に掲げる項目に区分しなければならない。
9 利益準備金	16 第三百六十七条 損益計算書の要旨には、次に掲げる項目に区分しなければならない。
10 その他資本剰余金	17 第三百六十八条 損益計算書の要旨には、次に掲げる項目に区分しなければならない。
11 利益剰余金に係る項目は、区分しなければならない。	18 第三百六十九条 損益計算書の要旨には、次に掲げる項目に区分しなければならない。
12 利益準備金	19 第三百七十条 損益計算書の要旨には、次に掲げる項目に区分しなければならない。
13 利益剰余金に係る項目は、区分しなければならない。	20 第三百七一条 損益計算書の要旨には、次に掲げる項目に区分しなければならない。
14 利益準備金	21 第三百七十二条 損益計算書の要旨には、次に掲げる項目に区分しなければならない。

二 別記事業	二 上総損益金額 (零以上の額に限る) 売上総損益金額 (零未満の額に限る) 売上総損失金額 (零以上の額に限る) 売上総損失金額 (零未満の額に限る)
三 別記事業	三 営業損益金額 (零以上の額に限る) 営業損失金額 (零未満の額に限る) 営業損益金額 (零以上の額に限る) 営業損失金額 (零未満の額に限る)
四 別記事業	四 営業損益金額 (零未満の額に限る) 営業損失金額 (零未満の額に限る) 営業損益金額 (零以上の額に限る) 営業損失金額 (零未満の額に限る)
五 別記事業	五 経常損益金額 (零以上の額に限る) 経常損失金額 (零未満の額に限る) 経常損益金額 (零未満の額に限る) 経常損失金額 (零未満の額に限る)
6 別記事業	六 経常損益金額 (零以上の額に限る) 経常損失金額 (零未満の額に限る) 経常損益金額 (零未満の額に限る) 経常損失金額 (零未満の額に限る)
7 別記事業	七 税引前当期純損益金額 (零以上の額に限る) 税引前当期純利益金額 (零未満の額に限る) 税引前当期純損益金額 (零未満の額に限る) 税引前当期純損失金額 (零未満の額に限る)
8 別記事業	八 税引前当期純損益金額 (零未満の額に限る) 税引前当期純損失金額 (零未満の額に限る) 税引前当期純損失金額 (零未満の額に限る) 税引前当期純損失金額 (零未満の額に限る)
9 別記事業	九 当該事業年度に係る法人税等 その内容を示す名称を付した項目
10 別記事業	十 法人税等調整額 その内容を示す名称を付した項目
11 別記事業	十一 当期純損益金額 (零以上の額に限る) 当期純損失金額 (零未満の額に限る) 当期純損益金額 (零未満の額に限る) 当期純損失金額 (零未満の額に限る)
12 别記事業	十二 当期純損益金額 (零未満の額に限る)

二 第三百七十二条 別記事業会社が公告すべき貸借対照表の要旨又は損益計算書の要旨は、日本語をもつて表示するものとする。ただし、その他の言語をもつて表示することが不当でない場合は、この限りでない。(別記事業)	二 第三百七十三条 別記事業会社が公告すべき貸借対照表の要旨又は損益計算書の要旨は、日本語をもつて表示するものとする。ただし、その他の言語をもつて表示することが不当でない場合は、この限りでない。(別記事業)
三 第一章 株式会社の剩余金の額	三 第一章 株式会社の剩余金の額
四 第二章 最終事業年度の末日における控除額	四 第二章 最終事業年度の末日における控除額
五 第三章 雜則	五 第三章 雜則
6 別記事業	6 別記事業
7 别記事業	7 别記事業
8 别記事業	8 别記事業
9 别記事業	9 别記事業
10 别記事業	10 别記事業
11 别記事業	11 别記事業
12 别記事業	12 别記事業
13 别記事業	13 别記事業
14 别記事業	14 别記事業
15 别記事業	15 别記事業
16 别記事業	16 别記事業
17 别記事業	17 别記事業
18 别記事業	18 别記事業
19 别記事業	19 别記事業
20 别記事業	20 别記事業

満である場合は、零から当該額を減じて得た額を当該各号に定めるものとして表示しなければならない。

二 売上総損益金額 (零以上の額に限る) 売上総損失金額 (零未満の額に限る)

三 営業損益金額 (零以上の額に限る) 営業損失金額 (零未満の額に限る)

四 営業損益金額 (零未満の額に限る) 営業損失金額 (零未満の額に限る)

五 経常損益金額 (零以上の額に限る) 経常損失金額 (零未満の額に限る)

つ適切である場合においては、前二節の規定にかかるらず、適切な部又は項目に分けて表示することができる。

(貸借対照表等の電磁的方法による公開の方法) (貸借対照表等の電磁的方法による公開の方法) (貸借対照表等の電磁的方法による公開の方法) (貸借対照表等の電磁的方法による公開の方法)

かわらず、適切な部又は項目に分けて表示することができる。

第三章 雜則

(貸借対照表等の電磁的方法による公開の方法) (貸借対照表等の電磁的方法による公開の方法)

の記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部に記録され、又は当該装置に入力された情報トに接続された自動公衆送信装置(公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、そ

の記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部に記録され、又は当該装置に入力された情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう)を使用する方法によって行わなければならぬ。

(不適正意見がある場合等における公告事項) (不適正意見がある場合等における公告事項)

合において、会計監査人設置会社が法第四百四十二条第一項又は第二項の規定による公告(同条第一項に規定する措置を含む。以下この条における第三項に規定する措置を含む。以下この条において同じ。)をするときは、当該各号に定める事項を当該公告において明らかにしなければならない。

一 会計監査人が存しない場合(法第三百四十二条第四項の一時会計監査人の職務を行つべき者が存する場合を除く)。会計監査人が存しない場合

の職務を行つべき者が存する場合を除く)。

場の休業日に当たる場合にあっては、その後最初になされた売買取引の成立価格)。
 二 行使期限日において当該配当財産が公開買付け等の対象であるときは、当該行使期限日における当該公開買付け等に係る契約における当該配当財産の価格。
第五章 剰余金の分配を決定する機関の特則に関する要件
第一百五十五条 法第四百五十九条第二項及び第四百六十条第二項(以下この条において「分配特別規定」という。)に規定する法務省令で定める要件は、次のいずれにも該当することとする。
 一 分配特別規定に規定する計算書類についての会計監査報告の内容に第百二十六条第一項第二号イに定める事項が含まれていること。
 二 前号の会計監査報告に係る監査役会、監査等委員会又は監査委員会の監査報告の内容として会計監査の方針又は結果を相当でないと認める意見がないこと。
 三 第百二十八条第二項後段、第百二十八条の二第一項後段又は第百二十九条第一項後段の規定により第一号の会計監査報告に係る監査役会、監査等委員会又は監査委員会の監査報告に付記された内容が前号の意見でないこと。
第六章 分配可能額
(臨時計算書類の利益の額)
第一百五十六条 法第四百六十二条第一項第一号イに規定する法務省令で定める各勘定科目に計上した額の合計額は、零から临时計算書類の損益計算書に計上された当期純損益金額(零以上の額に限る。)とする。
(臨時計算書類の損失の額)
第一百五十七条 法第四百六十二条第一項第五号に規定する法務省令で定める各勘定科目に計上した額の合計額は、第一号から第八号までに掲げる額の合計額から第九号及び第十号に掲げる額の合計額を減じて得た額とする。

一 最終事業年度(法第四百六十二条第一項第十二号に規定する場合にあっては、法第四百四十二条第一項第二号の期間(当該期間が二以上ある場合にあっては、その末日が最も遅いもの。以下この号から第三号まで、第六号百六十条第二項(以下この条において「分配特別規定」という。)に規定する法務省令で定める要件は、次のいずれにも該当することとする。
 一 分配特別規定に規定する計算書類についての会計監査報告の内容に第百二十六条第一項第二号イに定める事項が含まれていること。
 二 前号の会計監査報告に係る監査役会、監査等委員会又は監査委員会の監査報告の内容として会計監査の方針又は結果を相当でないと認める意見がないこと。
 三 第百二十八条第二項後段、第百二十八条の二第一項後段又は第百二十九条第一項後段の規定により第一号の会計監査報告に係る監査役会、監査等委員会又は監査委員会の監査報告に付記された内容が前号の意見でないこと。
四 分配特別規定に規定する計算書類が第百三十二条第三項の規定により監査を受けたものとみなされたものでないこと。

第五章 剰余金の分配を決定する機関の特則に関する要件
第一百五十五条 法第四百五十九条第二項及び第四百六十条第二項(以下この条において「分配特別規定」という。)に規定する法務省令で定める要件は、次のいずれにも該当することとする。

一 最終事業年度(法第四百六十二条第一項第十二号に規定する場合にあっては、法第四百四十二条第一項第二号の期間(当該期間が二以上ある場合にあっては、その末日が最も遅いもの。以下この号から第三号まで、第六号百六十条第二項(以下この条において「分配特別規定」という。)に規定する法務省令で定める要件は、次のいずれにも該当することとする。
 一 分配特別規定に規定する計算書類についての会計監査報告の内容に第百二十六条第一項第二号イに定める事項が含まれていること。
 二 前号の会計監査報告に係る監査役会、監査等委員会又は監査委員会の監査報告の内容として会計監査の方針又は結果を相当でないと認める意見がないこと。
 三 第百二十八条第二項後段、第百二十八条の二第一項後段又は第百二十九条第一項後段の規定により第一号の会計監査報告に係る監査役会、監査等委員会又は監査委員会の監査報告に付記された内容が前号の意見でないこと。
四 分配特別規定に規定する計算書類が第百三十二条第三項の規定により監査を受けたものとみなされたものでないこと。

第五章 剰余金の分配を決定する機関の特則に関する要件
第一百五十五条 法第四百六十二条第一項第一号イに規定する法務省令で定める各勘定科目に計上した額の合計額は、零から临时計算書類の損益計算書に計上された当期純損益金額(零以上の額に限る。)とする。

第六章 分配可能額
(臨時計算書類の利益の額)
第一百五十六条 法第四百六十二条第一項第一号イに規定する法務省令で定める各勘定科目に計上した額の合計額は、零から临时計算書類の損益計算書に計上された当期純損益金額(零以上の額に限る。)とする。

第七章 最終事業年度の末日における貸借対照表の評価・換算差額等の各項目に計上した額(当該項目に計上した額が零未満である場合にあっては、零)
八 次に掲げる額の合計額

八 次に掲げる額の合計額
(1) 株主資本の額
(2) その他有価証券評価差額金の項目に計上した額(当該額が零以上である場合にあっては、零)
(3) 土地再評価差額金の項目に計上した額(当該額が零以上である場合にあっては、零)
(4) のれん等調整額(当該のれん等調整額が資本金の額及び資本剰余金の額の合計額を超えていて、次に掲げる場合にあっては、零)

八 次に掲げる額の合計額
(1) 株主資本の額
(2) その他有価証券評価差額金の項目に計上した額(当該額が零以上である場合にあっては、零)
(3) 土地再評価差額金の項目に計上した額(当該額が零以上である場合にあっては、零)
(4) のれん等調整額(当該のれん等調整額が資本金の額及び資本剰余金の額の合計額を超えていて、次に掲げる場合にあっては、零)

八 次に掲げる額の合計額
(1) 株主資本の額
(2) その他有価証券評価差額金の項目に計上した額(当該額が零以上である場合にあっては、零)
(3) 土地再評価差額金の項目に計上した額(当該額が零以上である場合にあっては、零)
(4) のれん等調整額(当該のれん等調整額が資本金の額及び資本剰余金の額の合計額を超えていて、次に掲げる場合にあっては、零)

八 次に掲げる額の合計額
(1) 株主資本の額
(2) その他有価証券評価差額金の項目に計上した額(当該額が零以上である場合にあっては、零)
(3) 土地再評価差額金の項目に計上した額(当該額が零以上である場合にあっては、零)
(4) のれん等調整額(当該のれん等調整額が資本金の額及び資本剰余金の額の合計額を超えていて、次に掲げる場合にあっては、零)

八 次に掲げる額の合計額
(1) 株主資本の額
(2) その他有価証券評価差額金の項目に計上した額(当該額が零以上である場合にあっては、零)
(3) 土地再評価差額金の項目に計上した額(当該額が零以上である場合にあっては、零)
(4) のれん等調整額(当該のれん等調整額が資本金の額及び資本剰余金の額の合計額を超えていて、次に掲げる場合にあっては、零)

は、利益の処分又は損失の処理に関する議案を含むものとする。

法の施行の日前に到来した最終の決算期に係る委員会設置会社の各事業年度に係る事業報告及びその附属明細書は、この省令の規定にかかるわらず、営業報告書及びその附属明細書として旧商法施行規則の定めるところにより作成するものとする。

前二項の規定により作成されるものについての監査は、この省令の規定にかかるわらず、会社法整備法第一条第八号の規定による廃止前の株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。以下「旧商法特例法」という。）及び旧商法施行規則の定めるところによる。

前項の場合において、次のいずれにも該当するときは、第六十三条各号のいずれにも該当するものとみなす。この場合において、同条に規定する承認特別規定に規定する計算書類には、第一項後段の利益の処分又は損失の処理に関する議案を含むものとする。

各会計監査人の監査報告書が、第一項の規定により作成されるもの（連結計算書類を除く。）が法令及び定款に従い委員会設置会社の財産及び損益の状況を正しく表示したものである旨を内容とするものであること。

二 監査委員会の監査報告書（各監査委員の意見の付記を含む。）が前号についての会計監査人の監査の結果を相当でないと認めた旨を提出する場合について準用する。

五百六十一條第七項の規定は、第一項の規定により作成する計算書類を定期株主総会に提出する場合について準用する。

七 会社法施行規則第三百三十三条第六項の規定は、第二項の規定により作成する営業報告書を定期株主総会に提出する場合について準用する。

（貸借対照表等の公告に関する経過措置）

第四条 法の施行の日前に到来した決算期に係る貸借対照表又は損益計算書に記載又は記録された情報につき法の施行の日前に旧商法第二百八十三条第七項若しくは旧商法特例法第十六条第五項（旧商法特例法第二十一条の三十一第三項において準用する場合を含む。）の規定によ

る措置をとる場合又は旧商法第二百八十三条第四項若しくは旧商法特例法第六条第二項の規定による公告（旧電子公告（旧商法第六十六条第六項の措置をとることをいう。）によるものに限る。）をする場合における貸借対照表又は損益計算書については、この省令の規定にかかるわらず、旧商法施行規則の定めるところによる。

二 法第四百四十四条第一項又は第二項の規定による公告（同条第三項の規定による措置を含む。）をする場合においては、この省令の規定に規定する貸借対照表又は損益計算書が法の施行の日前に到来した決算期に係るものであるときは、当該公告において明らかにしなければならない事項は、この省令の規定にかかるわらず、旧商法施行規則の定めるところによる。

（剩余金の額に関する経過措置）

第五条 株式会社が最終事業年度の末日後に次の各号に掲げる行為をした場合には、第一号から第七号までに定める額の合計額から第八号から第十二号までに定める額の合計額を減じて得た額をも法第四百四十六条第七号に規定する法務省令で定める各勘定科目に計上した額の合計額に含むものとする。

一 会社法整備法第十三条又は第八十三条第一項本文の規定によりなお従前の例によることとされる株式又は持分の消却（当該株式又は持分の消却により株主又は社員に交付した財産の帳簿額の総額）

二 会社法整備法第二十七条第二項又は第九十九条の規定によりなお従前の例によることとされる旧有限会社法（会社法整備法第一条第三号の規定による廃止前の有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）をいう。以下同じ。）第四十三条第一項第四号又は旧商法第二百八十七条第一項第四号に掲げるものの承認次に掲げる額の合計額

イ 旧有限会社法第四十三条第一項第四号又は旧商法第二百八十八条（旧有限会社法第四十六条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる資本の減少。当該資本の減少により減少した資本の額から当該資本の減少に際して株主又は社員に交付した財産の帳簿額の総額を減じて得た額）

ロ 旧商法第二百八十八条（旧有限会社法第四十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定により利益準備金に積み立てた額

ハ 旧商法第二百九十三条ノ二の規定により資本に組み入れた額

三 会社法整備法第三十条又は第一百条の規定によりなお従前の例によることとされる剰余金の配当（当該剰余金の配当により株主に交付した財産の帳簿価額の総額）

四 会社法整備法第一百一条の規定によりなお従前の例によることとされる金銭の分配（次に掲げる額の合計額により株主に交付した金銭の総額）

口 当該金銭の分配に際して旧商法第二百八十八条の規定により利益準備金に積み立てた額に当該金銭の分配により株主に交付した金銭の総額

イ 当該金銭の分配に際して旧商法第二百八十八条の規定により利益準備金に積み立てた額に当該金銭の分配により株主に交付した金銭の総額

ロ 当該金銭の分配に際して旧商法第二百八十八条の規定により利益準備金に積み立てた額に当該金銭の分配により株主に交付した金銭の総額

四項若しくは旧商法特例法第六条第二項の規定による公告（旧電子公告（旧商法第六十六条第六項の措置をとることをいう。）によるものに限る。）をする場合における貸借対照表又は損益計算書については、この省令の規定にかかるわらず、旧商法施行規則の定めるところによる。

二 法第四百四十四条第一項又は第二項の規定による公告（同条第三項の規定による措置を含む。）をする場合において同じ。）をする場合においては、この省令の規定に規定する貸借対照表又は損益計算書が法の施行の日前に到来した決算期に係るものであるときは、当該公告において明らかにしなければならない事項は、この省令の規定にかかるわらず、旧商法施行規則の定めるところによる。

（剰余金の額に関する経過措置）

第五条 株式会社が最終事業年度の末日後に次の各号に掲げる行為をした場合には、第一号から第七号までに定める額の合計額から第八号から第十二号までに定める額の合計額を減じて得た額をも法第四百四十六条第七号に規定する法務省令で定める各勘定科目に計上した額の合計額に含むものとする。

一 会社法整備法第十三条又は第八十三条第一項本文の規定によりなお従前の例によることとされる株式又は持分の消却（当該株式又は持分の消却により株主又は社員に交付した財産の帳簿額の総額）

二 会社法整備法第二十七条第二項又は第九十九条の規定によりなお従前の例によることとされる旧有限会社法（会社法整備法第一条第三号の規定による廃止前の有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）をいう。以下同じ。）第四十三条第一項第四号又は旧商法第二百八十七条第一項第四号に掲げるものの承認次に掲げる額の合計額

イ 旧有限会社法第四十三条第一項第四号又は旧商法第二百八十八条（旧有限会社法第四十六条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる資本の減少。当該資本の減少により減少した資本の額から当該資本の減少に際して株主又は社員に交付した財産の帳簿額の総額を減じて得た額）

ロ 旧商法第二百八十八条（旧有限会社法第四十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定により利益準備金に積み立てた額

ハ 旧商法第二百九十三条ノ二の規定により資本に組み入れた額

三 会社法整備法第三十条又は第一百条の規定によりなお従前の例によることとされる剰余金の配当（当該剰余金の配当により株主に交付した財産の帳簿価額の総額）

四 会社法整備法第一百一条の規定によりなお従前の例によることとされる金銭の分配（次に掲げる額の合計額により株主に交付した金銭の総額）

口 当該金銭の分配に際して旧商法第二百八十八条の規定により利益準備金に積み立てた額に当該金銭の分配により株主に交付した金銭の総額

イ 当該金銭の分配に際して旧商法第二百八十八条の規定により利益準備金に積み立てた額に当該金銭の分配により株主に交付した金銭の総額

ロ 当該金銭の分配に際して旧商法第二百八十八条の規定により利益準備金に積み立てた額に当該金銭の分配により株主に交付した金銭の総額

四項若しくは旧商法特例法第六条第二項の規定による公告（同条第三項の規定による措置を含む。）の規定によりなお従前の例によることとされる剰余金の配当（当該剰余金の配当により株主に交付した財産の帳簿価額の総額）

五 会社法整備法第一百五条の規定によりなお従前の例によることとされる新設分割（当該新設分割により設立する会社にその営業を承継させる会社となる場合における当該新設分割に限る。第七号において同じ。）当該新設分割に際して減少することとされたその他利益剰余金の額及びその他の資本剰余金の額の合計額に当該新設分割によりなお従前の例によることとされる吸収分割（他の会社にその営業を承継させる会社となる場合における当該吸収分割に限る。次号において同じ。）当該吸収分割に際して減少することとしたその他利益剰余金の額及びその他の資本剰余金の額の合計額

六 会社法整備法第三十六条又は第一百五条の規定によりなお従前の例によることとされる吸収分割（他の会社にその営業を承継させる会社となる場合における当該吸収分割に限る。次号において同じ。）当該吸収分割に際して減少することとしたその他利益剰余金の額及びその他の資本剰余金の額の合計額

七 会社法整備法第二十九条又は第一百六条の規定によりなお従前の例によることとされる資本の減少。当該資本の減少により減少した資本の額から当該資本の減少に際して株主又は社員に交付した財産の帳簿価額の総額を減じて得た額

八 会社法整備法第二十九条又は第一百六条の規定によりなお従前の例によることとされる資本の減少。当該準備金の減少により減少した準備金の額から当該準備金の減少に際して株主又は社員に交付した財産の帳簿価額の総額を減じて得た額

九 会社法整備法第二十九条又は第一百六条の規定によりなお従前の例によることとされる資本の減少。当該準備金の減少により減少した準備金の額から当該準備金の減少に際して株主又は社員に交付した財産の帳簿価額の総額を減じて得た額

（提供計算書類の提供等に関する経過措置）

第六条 第一百二十九条第一項第八号の規定は、この省令の施行後最初に到来する事業年度の末日に係る個別注記表であつて、この省令の施行後最初に開催する株主総会の招集の通知に併せてその内容を通知すべきものについては、適用しないこと。

二 監査役又は監査委員の意見の付記を含む。）が前号についての会計監査人の監査の結果を相当でないと認めた旨を内容とするものでないことを。（提供計算書類の提供等に関する経過措置）

第七条 第一百二十九条第一項第八号の規定は、この省令の施行後最初に到来する事業年度の末日に係る個別注記表であつて、この省令の施行後最初に開催する株主総会の招集の通知に併せてその内容を通知すべきものについては、適用しないこと。

（連結配当規制適用会社に関する注記に関する経過措置）

第八条 第二条第三項第七十二号のある事業年度が法の施行の日前に到来した最終の決算期に係る

る事業年度として定めた株式会社が作成する当該決算期に係る貸借対照表には、当該決算期に係る事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨を注記しなければならない。

(計算書類の提供方法に関する経過措置)
第九条 第百六十二条第七項の規定は、会社法整備法第二十七条第二項又は第九十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた計算書類を定時株主総会に提出する場合について準用する。

(連結計算書類の提供方法に関する経過措置)
第十一条 第百六十二条第七項の規定は、会社法整備法第五十六条の規定によりなお従前の例によるものとされた連結計算書類を定時株主総会に提出する場合について準用する。

(募集株式の交付に係る費用等に関する特則)
第十二条 次に掲げる規定に掲げる額は、当分の間、零とする。

第十三条 第一百六十二条第一項第三号

第十四条 第一百六十二条第一項第三号

第十五条 第一百六十二条第一項第四号

第十六条 第一百六十二条第一項第二号

第十七条 第一百六十二条第一項第二号

第十八条 第一百六十二条第一項第二号

第十九条 第一百六十二条第一項第一号ハ

第二十条 第一百六十二条第一項第二号

第二十一条 第一百六十二条第一項第三号

第二十二条 第一百六十二条第一項第三号

第二十三条 第一百六十二条第一項第三号

第二十四条 第一百六十二条第一項第三号

(募集株式の交付に係る費用等に関する経過措置)

第五条 施行日前に会社法(平成十七年法律第八十六号。以下「法」という。)第一百四十九条第一項に規定する募集事項の決定があつた場合における

一項の決定(同項第五号に掲げる事項として募集株式の交付に係る費用の額のうち株式会社が資本金等増加限度額から減すべき額を定めた場合における当該決定に限る。)があつた場合における会社計算規則第十四条第一項第三号に掲げる額については、なお従前の例による。

二 施行日前に発行された新株予約権(法第二百三十六条第一項第五号に掲げる事項として新株予約権の行使に応じて行う株式の交付に係る費用の額のうち株式会社が資本金等増加限度額から減すべき額を定めたものに限る。)の行使があつた場合における会社計算規則第十七条第一項第四号に掲げる額については、なお従前の例による。

三 次に掲げる場合における会社計算規則第四十条第一項第三号に掲げる額については、なお従前の例による。

一 一項第四号に掲げる額については、なお従前の例による。

二 二項第一項第三号に掲げる額については、なお従前の例による。

三 一施行日前に法第三十二条第一項の決定(同項第三号に掲げる事項として設立に要した費用の額のうち設立に際して資本金又は資本準備金の額として計上すべき額から減すべき額(次号において「設立費用控除額」という。)を定めた場合における当該決定に限る。)があつた場合

二 施行日前に設立費用控除額を定款で定めた場合(吸收合併等に際しての計算に関する経過措置)

第六条 吸收合併契約、新設合併契約、吸收分割契約又は株式交換契約が締結され

た吸收合併、新設合併、吸收分割又は株式交換に際しての計算については、なお従前の例によ

る。

二 施行日前に新設分割計画又は株式移転計画が作成された場合における新設分割又は株式移転に際しての計算については、なお従前の例によ

る。

二 施行日前に新設分割計画又は株式移転に際しての計算については、なお従前の例によ

る。

(計算書類等に関する経過措置)

第四条 施行日前に開始した事業年度に係る計算書類及び事業報告の附属明細書については、なお従前の例による。

第五条 施行日前に株式交換契約が締結された場合又は株式移転計画が作成された場合における当該決定に限る。があつた場合における会社計算規則第十四条第一項第三号に掲げる額については、なお従前の例による。

二 施行日前に新株予約権(法第二百三十六条第一項第五号に掲げる事項として新株予約権の行使があつた場合における会社計算規則第十七条第一項第四号に掲げる額については、なお従前の例による。

三 施行日前に新設分割計画又は株式移転計画が作成された場合における新設分割又は株式移転に際しての計算については、なお従前の例による。

四 施行日前に新設合併契約又は新設合併契約、吸收合併契約又は株式交換契約が締結され

た吸收合併、新設合併、吸收分割又は株式交換に際しての計算については、なお従前の例によ

る。

五 新会社計算規則第二条第三項第五十七号及び第七十七条の規定は、施行日前に開始する事業年度に係る計算関係書類については、これらすべての規定によ

り作成することができる。

六 新会社計算規則第二条第三項第五十八号及び第五十九号、第九十八条第一項第八号及び第九号、第一百九条並びに第一百十条の規定は、平成二十二年三月三十一日前に終了する事業年度に係る計算関係書類については、適用しない。

七 同じく新会社計算規則第二条第三項第五十八号及び第五十九号、第九十八条第一項第八号及び第九号、第一百九条並びに第一百十条の規定は、平成二十二年三月三十一日前に終了する事業年度に係る計算関係書類については、適用しない。ただし、同日前に終了する事業年度に係る計算関係書類のうち、施行日以後に作成されるものについては、これらのすべての規定によ

り作成することができる。

八 新会社計算規則第二条第三項第五十八号及び第五十九号、第九十八条第一項第八号及び第九号、第一百九条並びに第一百十条の規定は、平成二十二年三月三十一日前に終了する事業年度に係る計算関係書類については、適用しない。

九 新会社計算規則第二条第三項第五十八号及び第五十九号、第九十八条第一項第八号及び第九号、第一百九条並びに第一百十条の規定は、平成二十二年三月三十一日前に終了する事業年度に係る計算関係書類については、適用しない。

十 新会社計算規則第二条第三項第五十八号及び第五十九号、第九十八条第一項第八号及び第九号、第一百九条並びに第一百十条の規定は、平成二十二年三月三十一日前に終了する事業年度に係る計算関係書類については、適用しない。

十一 新会社計算規則第二条第三項第五十八号及び第五十九号、第九十八条第一項第八号及び第九号、第一百九条並びに第一百十条の規定は、平成二十二年三月三十一日前に終了する事業年度に係る計算関係書類については、適用しない。

株式の発行又は自己株式の処分に際しての計算については、なお従前の例による。

二 施行日前に新株予約権(法第二百三十六条第一項第五号に掲げる事項として新株予約権の行使があつた場合における会社計算規則第十七条第一項第四号に掲げる額については、なお従前の例による。

三 施行日前に新設分割計画又は株式移転計画が作成された場合における会社計算規則第十四条第一項第三号に掲げる額については、なお従前の例による。

四 施行日前に新設合併契約又は新設合併契約、吸收合併契約又は株式交換契約が締結され

た吸收合併、新設合併、吸收分割又は株式交換に際しての計算については、なお従前の例によ

る。

五 施行日前に作成された定款に係る持分会社の設立に際しての計算については、なお従前の例によ

る。

六 施行日前に定款の認証を受けた定款に係る株式会社の設立に際しての計算については、なお従前の例によ

る。

七 施行日前に作成された定款に係る持分会社の設立に際しての計算については、なお従前の例によ

る。

八 施行日前に作成された定款に係る持分会社の設立に際しての計算については、なお従前の例によ

る。

九 施行日前に作成された定款に係る持分会社の設立に際しての計算については、なお従前の例によ

る。

(計算書類等に関する経過措置)

第三条 連続財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(平成二十一年内閣府令第七十三号)附則第二条第

二項の規定により連結財務諸表の用語、様式及び作成方法について米国預託証券の発行等にして要請されている用語、様式及び作成方法にすることができるものとされた株式会社の作成すべき連結計算書類については、米国預託証券の発行等に関する用語、様式及び作成方法によることができる。この場合においては、新会社計算規則第三編第一章から第五章までの規定により連結計算書類において表示すべき事項に相当するものを除くその他の事項は、省略することができる。

前項の規定による連結計算書類には、当該連結計算書類が準拠している用語、様式及び作成方法を注記しなければならない。

附 則（平成二二年九月三〇日法務省令）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。（経過措置）

第二条 この省令の施行の日前に終了する事業年度に係る連結計算書類については、なお従前の例による。

附 則（平成二二年一月二十五日法務省令第三七号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年三月三一日法務省令第六号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

第一条 この省令は、公布の日から施行する。（経過措置）

第二条 この省令は、公布の日から施行する。

第一条 この省令は、公布の日から施行する。（経過措置）

第二条 この省令は、公布の日から施行する。（経過措置）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。（経過措置）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。（経過措置）

算書類並びにこれらについての監査報告及び会計監査報告については、なお従前の例による。

2 平成二十年十二月五日から平成二十二年三月三十一日までに満期保有目的の債券（この省令による改正前の会社計算規則第二条第三項第二十七号に規定する満期保有目的の債券をいう。以下この項において同じ。）以外の債券を満期保有目的の債券に変更した場合における当該変更後の満期保有目的の債券についての会社計算規則第五条第六項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二三年一月一六日法務省令第三三号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年一月一六日法務省令第三三号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年一月二十五日法務省令第三七号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年五月二〇日法務省令第一六号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年一月六日法務省令第六号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

第一条 この省令は、公布の日から施行する。（経過措置）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。（経過措置）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。（経過措置）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。（経過措置）

六条第一項、第九十三条第一項、第九十四条第一項及び第三項から第五項まで、第九十六条第二項及び第八項、第二百二条第一項及び第一百三十条の規定は、平成二十七年四月一日以後に開始する事業年度に係る会計帳簿、計算書類及び連結計算書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、新会社計算規則第九十六条第七項の規定は、平成三十年四月一日以後に開始する事業年度に係る連結計算書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、新会社計算規則第九十六条第七項の規定を適用することができる。

2 平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度に係る計算書類及び連結計算書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、新会社計算規則第九十六条第七項の規定を適用することができる。

附 則（平成二八年一月八日法務省令第一号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年一月八日法務省令第一号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年五月二〇日法務省令第一六号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年三月二六日法務省令第五号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年五月二〇日法務省令第六号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

第一条 この省令は、公布の日から施行する。（経過措置）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。（経過措置）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。（経過措置）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。（経過措置）

六条第一項、第九十三条第一項、第九十四条第一項及び第三項から第五項まで、第九十六条第二項及び第八項、第二百二条第一項及び第一百三十条の規定は、平成三十三年四月一日以後に開始する事業年度に係る会計帳簿、計算書類及び連結計算書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、新会社計算規則第一項及び第二項の規定は、平成三十三年四月一日以後に開始する事業年度に係る連結財務諸表を米国証券取引委員会に登録している連結財務諸表規則第二条第一号に規定する連結財務諸表を提出会社の令和元年十二月三十一日以後に終了する事業年度に係る連結計算書類についての会計監査報告について適用することができる。

2 平成三十三年四月一日以後に開始する事業年度に係る計算書類及び連結計算書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、新会社計算規則第一項の二に規定する指定国際会計基準特定会社又は米国預託証券の発行等に開して要請されている用語、様式及び作成方法により作成した連結財務諸表を米国証券取引委員会に登録している連結財務諸表規則第二条第一号に規定する連結財務諸表を提出会社の令和元年十二月三十一日以後に終了する事業年度に係る連結計算書類についての会計監査報告については、新会社計算規則の規定（新会社計算規則第二百二十六条第一項第二号ロの規定を除く。）を適用することができる。

附 則（平成三〇年一〇月一五日法務省令第二七号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年一〇月一五日法務省令第二七号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年五月二〇日法務省令第一七号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年五月二〇日法務省令第一七号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三一年三月三一日法務省令第二七号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

第一条 この省令は、公布の日から施行する。（経過措置）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。（経過措置）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。（経過措置）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。（経過措置）

